

令和7年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年9月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第94号	飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第96号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第97号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第98号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第7	議案 第99号	稻越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第8	議案 第100号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第101号	飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第102号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第11	議案 第103号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第104号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案 第105号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案 第106号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第15	認定 第1号	令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年9月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第2号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第3号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第4号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第5号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第6号	令和6年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第7号	令和6年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第8号	令和6年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第23	認定 第9号	令和6年度飛騨市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第24	認定 第10号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第25		一般質問

○出席議員（13名）

1番				成昭子
2番				廣孝
3番				要二朗
4番				美博
6番				憲子
7番				子
8番				
9番				
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	さ
農林部長	野	村	久	徳
基盤整備部長	横	山	裕	和
環境水道部長	谷	口	正	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	幸
会計管理者	渡	邊	康	智
消防長	堀	田	丈	二
病院事務局長	佐	藤	直	樹
神岡振興事務所長	洞	口	廣	之
総務部次長兼総務課長	上	畑	浩	司
財政課長	土	田	治	昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	倉	坪	正	嘉	明
	川	端			恵

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。執行部側では、岡田総務部長に代わり、上畑総務部次長が代理出席です。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、13番、籠山議員、14番、高原議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第94号 飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について
から

日程第24 認定第10号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第25 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第94号、飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例についてから日程第24、認定第10号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの23案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。23案件の質疑と併せて、これより日程第25、一般質問を行います。

一般質問について、皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では、市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことに御注意ください。また、議会の品位を重んじて、不規則や不穏当な発言がないよう会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に11番、前川議員。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

おはようございます。それでは、発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回も大きく4ついたしますので、スムーズに進めていきたいと思っております。

1点目です。市役所本庁舎の建て替えと窓口業務についてということで2点お伺いいたします。1点目は、市役所本庁舎の今後について、2点目は窓口業務の昼休憩についてということです。

それでは1点目、本庁舎の今後についてですけども、1972年に竣工したこの飛騨市市役所本庁舎は、今53年が経過しております。平成21年には耐震補強がされていますが老朽化が目立つ建物となっております。4年ほど前には、この議事堂のバリアフリー化の件が出てまいりまして、改修工事費の予想額がたしか1億円を超える高額となり、本庁舎の全面改修などに合わせて行うべ

きであるとの結論が出たと記憶しております。

本庁舎は企画部の上に2階や3階が増築できるような構造になっておりますが、50年以上経過した建物に増築していくことは考えられないと思います。西庁舎は2009年の竣工で16年が経過、河合振興事務所は1985年竣工で40年経過、宮川振興事務所は2014年竣工で11年経過、これはいずれも耐震基準は満たしております。神岡振興事務所は1978年竣工で47年が経過しております。こちらは平成27年に耐震工事と図書館の設置がされました。この先の人口減少に伴う組織の再編やスリム化、公共施設の維持管理などの検討が必要な時期が来ます。現在、合併22年目、10年目の都竹市政ですが、この先の特に本庁舎の今後を中心に、市全体における庁舎管理をお伺いいたします。

2点目、窓口業務の昼休憩です。2024年、昨年11月からは、窓口の営業時間を9時から16時30分までと短縮しました。職員の勤務時間が8時30分から17時15分であり、同じ時間で窓口を開けていた場合は、事前準備や後片づけの時間が時間外労働となるからでした。労働基準監督署が関知しない職場であるからこれまでできていたことですが、昨今の大きな働き方改革に公務員もついていかないと、職員の成り手不足にもつながりかねません。

そこで、今12時から13時は昼の休憩時間となっておりますが、現在の窓口業務は営業時間となっております。この時間帯にしか市役所に来られない方もいると思います。ここ数年で昼休業が郵便局をはじめ金融機関、メガバンクでも2024年から、そして今週の8日からはみずほ銀行でも始まり、そして今月9月1日からは飛騨市内のJ A 4支店でも導入されました。全国地方銀行協会加盟の61行の9割程度で導入済みとなり、理由は少人数で安全かつ効率的な運営を図るためとなっております。

飛騨市の職員は、昼食も自分のデスクで取ることがほとんどです。一般の会社であれば休憩室などが設置され、そこで食事をしたり、昼寝をしたりしていますが、飛騨市役所をはじめ、地方自治体ではまず設置はされておられません。昼時間の電話当番を決めている様子も見たことがあります。実際の昼休憩がしっかり取れる状況ができていますでしょうか。昼休憩時間に窓口対応などで実際の休憩時間が短くなっている事例とかはありますか。交代でしっかりと休憩ができる場所を設置するとか、12時から13時の窓口業務を休止するなどの考えがあるかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

上畑総務部次長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部次長 上畑浩司 登壇〕

□総務部次長（上畑浩司）

おはようございます。初めに、市役所本庁舎の今後の見通しについてお答えをいたします。飛騨市役所本庁舎は1972年の竣工から53年が経過し、老朽化が進んでおります。しかし、平成21年には耐震補強工事を実施しており、西庁舎も比較的新しいことから、現時点では使用に大きな支障はありません。

一方で、今後は人口減少の進行に伴い、職員数の縮小や財政規模の縮小が見込まれることから、

庁舎の建て替えに投資できる余力はなく、当面は現状を維持していく方針です。

仮に将来、大規模な修繕が必要となった場合には、本庁舎が既に耐震化されていることを踏まえ、旧和光園の大規模改修のように、躯体を残した上で内装や配管、設備を全面的に更新する手法が現実的であると考えております。

現時点で具体的な検討は行っておりませんが、老朽化が進んでいることは事実であり、危険箇所が生じないよう維持管理には十分配慮してまいります。

次に、2点目の窓口業務の昼休憩についてお答えいたします。本市では、県内市町村の中で最も早く、令和6年11月から窓口業務の受付時間を午前9時から午後4時30分までに短縮し、職員の働き方改革に取り組んでおります。この時間設定に当たっては、市民の利用状況を調査し、利用の少ない朝夕の時間帯を短縮しました。一方、12時から13時の時間帯は来庁者が多いため、市民の利便性を損なわないよう窓口業務を継続しております。また、休憩時間については、人事院規則や条例で勤務時間の途中で少なくとも1時間を確保することが定められております。そのため各部署では当番制などを取り入れて対応しているところです。

しかしながら、御指摘のように電話対応などにより昼休憩が短くなり、所定の時間を十分に確保できない場合も想定されます。このため改めて所属長に対し、休憩時間の確保を徹底するよう指示してまいります。

なお、昼休みの窓口休止については、市民サービスの低下につながることから、社会全体でそのような動きが広がらない限り、現状を維持してまいりたいと考えております。

〔総務部次長 上畑浩司 着席〕

○11番（前川文博）

今、2点答弁をいただきましたが、1点目のほうです。この先、縮小していくことが考えられる、予想されるので、建て替えはないということで、全面更新という話でしたが、今の議会のこのところですね、ここのバリアフリー化をしたらどうだという話になったら、このエアコンですね、こういったものも古いので、ここだけ換えるのか、全体なのかという話とかが出てきたんですが、例えばこういう部分的なところを直していくときに、そういう全体的に関わるような修繕が出た場合はどういうふうに対応されるとか、何か思いはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部次長（上畑浩司）

今の御指摘のありましたように、空調設備とか一部分の改修なのか、全体なのかというのは、現場を見ながら考えていくわけですが、とにかくコストが一番かからなくなるようにすることが重要でありますので、それぞれ現状を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

○11番（前川文博）

はい、分かりました。

それから、2点目のほうですけども、窓口も昼現状維持というのは、これはこれでいいと思うんです。ほかのところでは人が少ない、特に金融機関、3人、4人の支店だと2人になっちゃうので、開けていられないというのがあって休業というのが多いんですけども、さっきも電話当番とかもあって、当番制で対応ということなんですけども、窓口で対応される方ですね、そういった方

も交代で休憩を取ることになるんですが、その辺ははっきりと分かるようになっておりますか。それか、どっか別の場所で休憩できるとか、その辺は何かされていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部次長（上畑浩司）

各部署によりまして異なるんですけれども、例えば戸籍の窓口なんかですと、自分の席で午後1時過ぎに昼食を取るというのも、市民の目からしてあまりよろしくないものですから、宿直室なんかで、目につかないところで昼食を取る職員も中にはおります。これはそれぞれ各部署によりまして対応はまちまちでございますけれども、市民の目から不快に映らないような形で、休憩はしっかり取るようなふうに指導してまいりたいと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。昼休憩1時間はしっかり取ってもらって、休憩後、またリフレッシュして対応していただきたいと思いますので、その辺の対応はきちんとやっていただきたいと思います。

それでは、2点目に入ります。飛騨市内の森林経営についてということで3点、お伺いいたします。

1点目は、市有林の管理について、2点目は森林の経営について、3点目は計画的な森林整備についてということです。

飛騨市の面積は7万9,253ヘクタール、そのうちの約93.7%の7万4,282ヘクタールを森林で占めております。うち民有林は5万6,799ヘクタール、その中の人工林は1万6,625ヘクタールで、人工林率は29.3%。岐阜県の人工林率の平均は45.3%で、これと比較しますと人工林はその平均の65%と少ないのが現状です。飛騨市は急峻な山が多く、人工林が育ちにくいのも1つの要因と思われまます。しかし、1万6,625ヘクタールの人工林がありますが、この先の活用については目が向いていないと思っております。これまで薪炭林として伐採した跡地に、戦後の拡大造林で植えた木が、そろそろ伐採の適齢期へと近づいてまいります。この適齢期、標準が適齢期は雪が降らない地域での標準的な時期となりますが、飛騨市は雪深いので、この適齢期よりは遅れることは確かですが、それでも近い将来は伐採をしていく時期が参ります。さあ木を切って使っていきましょうというふうになっても、森林の境界がはっきりしていなかったり、自分の土地がどこか分からなかったりして伐採できない可能性も出てまいります。これは、飛騨市の市有林も同じだと私は思っております。実際に、飛騨市の所有する山林がどこにあり、境界はどこか分かっている職員は1人もいないのではないのでしょうか。里山に近い森林は間伐をしたり広葉樹を伐採したりしていますが、飛騨市市有林を含めた飛騨市の人工林、さらには天然林を含めた森林の管理を考えていく時期が参ります。山地災害を予防するためにも、定期的に山林の手入れをすることは重要とこれまでも言われてきております。

そこで1点目です。市有林の管理についてですが、これは過去にも何回か質問いたしました。財産管理という観点もあるので、管財のほうで管理するのはどうですかと聞いたところ、これは農林部のほうで管理するという答弁がございました。飛騨市市有林の位置や境界の確認はこれまでに行われてきたのでしょうか。また、現地の確認、どういう状況ですね、そういったことも行われてきたのかお伺いいたします。

2点目、森林の経営についてです。広大な森林面積があります。かなりの森林資源が眠っております。10年、20年などの短いスパンではなく、50年先、100年先の飛騨市の森の在り方など、木を育てて資源として活用していくこと。つまり森林経営についてはどう考えているのかお伺いいたします。

3点目、計画的な森林整備についてです。森林整備を行うには、長期的な計画の下に作業をしていく必要があります。この数年で市有林の間伐作業が行われましたが、全体から見ると僅かな面積です。飛騨市が先頭を切って森林整備を行うことで、民有林にも波及することが期待されます。森林技術者の人手不足となっておりますが、市有林を中心にどのように考えてこの先取り組んでいくのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

飛騨市内の森林経営について、まず1点目の市有林の管理についてお答えします。本市には約6,078ヘクタールの市有林がありますが、その正確な位置や境界を把握するためには地籍調査が不可欠です。これまで段階的に森林の境界を確定するための地籍調査を進めてまいりましたが、現在も調査は継続中であり、議員御指摘のとおり全域の把握には至っておりません。また、職員のマンパワーにも限りがあることから、間伐事業を行う森林や調査対象区域以外では、市有林の位置や範囲を十分に把握できていないのが現状です。

こうした課題に対応するため、今年度予算では、公図や詳細な地形資料を活用し、森林境界のおおよその位置を推定した森林地番推定図の整備を進めております。この推定図により、市有林の位置や境界をGIS上で可視化でき、より省力的で効率的な管理が可能になると見込んでおります。併せて林地台帳の更新も進めており、地番や面積、所有者情報などの土地情報や森林施業に関する情報が一層把握しやすくなります。これにより、市有林に加えて民有林も含めた森林全体の計画的な管理・活用につながるものと期待しております。

続いて、2点目の森林経営についてお答えいたします。本市の森林は、市域の約94%を占める広大な面積を有しており、戦後に造成された人工林の多くが伐採期を迎えつつあります。これまでの豪雨災害の経験を踏まえ、人工林の間伐による森林整備を進めるとともに、広葉樹のまちづくりを通じて小径木の高付加価値化にも取り組んでいるところです。

一方で、人口減少や労働力不足が一層深刻化する中、従来の高い労働力を前提とした人工林経営だけでは持続が困難であると考えております。そこで現在、市の森林の将来像を示す森林づくり構想の策定を進めております。

この構想では、50年、100年先を見据え、多様な森林を育成し質を高めることで、水源涵養や土砂災害防止、景観保全、さらには生態系サービスの向上を基本に据えております。その上で、限られた労働力に見合った人工林の主伐や再生林を適切に行い、広葉樹林化や針広混交林化への転換など、多様性を持つ森林づくりを推進してまいります。

3点目の計画的な森林整備についてお答えします。議員御指摘のとおり、森林の公益的機能を守り、地域の林業を次世代につなげていくためには、計画的な整備の推進が不可欠であると認識

しております。本市ではこれまで、森林経営計画を策定し、搬出間伐を約150ヘクタール実施してまいりました。今後は、今年度策定を目指している森林づくり構想に基づき、必要な区域に森林経営計画を定め、計画的な間伐を進めてまいります。また、一部で主伐期を迎えている森林については、適切に主伐と再造林を行い、森林資源の循環的な活用を図ってまいります。こうした施業を通じ、針葉樹材・広葉樹材の安定供給を確保し、地域産業の振興につなげてまいります。

さらに、市有林の一部をレクリエーションの森とし、市民が親しめる空間として活用するとともに、林業事業者の育成の場や試験・研究のフィールドとして提供し、多様な利活用を促進してまいります。これらの取組を重ねることで、森林の公益的機能と地域への貢献の両立を目指してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○11番（前川文博）

今、3つお答えをいただきました。まずちょっと教えてください。というか、知らないで聞きます。林地台帳の更新というのは、大体、今話を聞いて、間伐をしたとか、何があるということで書いていくので分かるんですが、森林地番推定図という言葉が出たんですけど、これは何なんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

森林地番推定図なんですが、リモセン（リモートセンシング）データですね、例えば航空測量の成果ですとか、あるいは微地形表現図です。これは、要はそういったリモセン技術を使いまして、航空写真とか、つまり例えば尾根とか谷といった詳細な地形の現況が分かるような図面なんですが、それと公図を階層的にデジタル上で合わせまして、要は土地の境界を推定する図面となっております。また、我々、今の地域測量が既に済んでいるところでは、その境界確定をされたものをその上にかぶせるということを今考えておりまして、そうすると市有林が全体的に俯瞰して写真で見えて、境界を確定するものではないんですが、そこに境界も入って俯瞰的に見えるということになります。それをういますと、現場のほうに出向いたときに、GPSの機能を持ったものを持っていくと、大体、自分の歩いている位置がどの辺りに来るかとなりますので、こうやってできるだけコストを下げ、市有林に限らず、これは民有林のほうも活用できますので、そういったシステムを今年度中に構築を目指してまいりたいということでございます。

○11番（前川文博）

すみません、あまりちょっとぱつと頭には来てないんですけど、岐阜県のほうで森林GIS、さっき、GISで可視化というような話もあったと思うんですけども、GISシステムでふおれナビというのがあって、それは、まちの中とかも全部写っているものなんですが、そういったものに線を入れていくという感覚。そこに写真を載せたりとか、そういった話なんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

イメージとしてはそのとおりです。今、県のGISはいろいろそれを動かそうと思ったら、や

っぱり重くて、ちょっとたまに動きづらいということもあるんですが、このリモセンデータを市単独でつくろうと思ったら、これ大変コストがかかりますので、県が持っている航空測量の成果ですね、それからそういった微地形の表現図、これを県のほうから無償でお借りしまして、それを重ねてシステムをつくっていくという流れになります。

○11番（前川文博）

すみません。もう2つ分からないのでお聞きします。今の出た微地形という話とリモセンってあったんですが、これは何でしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

リモセンは人工衛星だとか航空測量といったそういったデータを、そういった測量に使えるようなデータを使えることなんですが、これのいいところは、例えば今、税務課のほうで、いろんな税務上の固定資産を管理するシステムがあるんですが、そういったものとも連携していただけますので、様々な、今、税務のほうで持っているそういったデータには、恐らく森林の所は、地籍測量が終わった所しか入っていないんじゃないかな、ちょっと確認はできてないんですが私の、そういうふうに思うんですが、そこに森林、今、推定図をつくることによって、全て航空写真とそこに境界の確定するものじゃなくて、ある程度参考に推定できるものが入りますので、いろんな意味で便利になるというところを今、目指しているところでございます。

○11番（前川文博）

ちょっと何となく分かったようで分からないんですけど。とにかく今、岐阜県でつくっているものとは別に予算をつけているんで、飛騨市でつくりますと。写真を重ねた上に線を引きますよと。その線は境界ではないけども参考になる線だと。今の森林基本図と一緒にですね、そういったものを使いますと。そこには写真も乗っかってくるんで、いろんなことの利用ができるんで、それを今年つくっていきたいと。それがあと民有林にも活用できるというような話もあったと思います。今だと税務課とも共通して、そういったところでいろいろ幅広く使えるんじゃないかという話だと思うんですが、そういうことでよろしいんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

はい、そのようにお考えいただいて大丈夫です。

先ほど、ちょっと答弁漏れがありまして、微地形表現図ですね、ちょっとこれ分かりづらいんですが、これも県が持っているものなんですけども、地形を飛行機からの波長みたいなものですね、こうやるとその距離で高さが分かるので、リアルな地形、例えば尾根とか谷だとか、あるいはもっと言うと、例えば山の中で、上から見るともう荒れちゃって山なんだけれども、地形が実は昔農地だったとか、そこまである程度読めるような図面が絵で出てくるんですね。それと公図を合わせると、ある程度推定できるものができてくるんでということになりますので、イメージとしては、今、前川議員がおっしゃったとおりの、要は統合型GISのシステムになりますし、そこに台帳なので今度は属性ですね、所有指定であったりだとか、森林の状況とか、そうい

うものは別で属性の情報としてついてきますので、そこが一元的に管理できるというのが、非常にメリットがあるということです。利用させていただけるものは、県が持っているそういったデータをお借りして、それでもって市のほうでシステムで運用していくと。そういった流れになります。

○11番（前川文博）

その県のGISは誰でも見られて、個人情報が出てこないんですがある程度の情報は見えるんですが、市で今つくるほうもそこまで、誰でも見られるというような情報でやられる予定ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

我々が農林部として、その辺りは目指す方向は技術的には可能だと思います。ただ、今度は全庁的な話になりますと、税務部門とかそういった調整が、例えば推定図ですので、確定したものにはならないんですね。地籍が入っているところは確定したものになります。なので、その辺りをどういうふうに利用者の方に伝えるとかいうところが課題としてあると思いますので、その辺りは市の中で今後、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

ちょっと難しい話になったので、私、また調べます。

2つ目、3つ目のほうなんですけど、こちらでも多分、一緒になっていく話だと思うので。先ほど、経営の話と森林整備、計画的な整備の話だったんですけども、時期を見て主伐の時期が来るんで、再造林をしていかなきゃいけないということも出てまいりましたし、この再造林で広葉樹化とか混交林も出てきたんですが、前回、ちょっと前に無花粉杉という話も私も質問しましたが、もしこの伐採して植えていくとなった場合は、一応、メインの方向としては広葉樹のまちづくりというの飛騨市はありますし、針葉樹と広葉樹が混じった山をつくっていくのもあるし、無花粉杉を植えていくというパターンもあると思うんですが、どこをメインでいくとか、その辺まで何か考えていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

非常に大事なことなんだと思います。これだけ森林が多い飛騨市で、水源涵養ですとか、いろんな公益性が非常に高いということです。それで、現在、先ほど御答弁申し上げたように、構想をつくる予定でおりますが、そこには東北大学名誉教授ですとか、様々な方の御指導を受けながらつくってまいりたいというふうに考えております。

大ざっぱに言いますと、例えば林道に接したりするところは森林経営計画を立てまして、恐らく通常の間伐で経営的にやっていくという方向で。その造林については、これから無花粉杉、あるいは花粉の少ない杉がどれだけ出てくるか分かりませんが、そういったもの。あるいは、あまり花粉の状況が杉ほどは大きくないカラマツですとか、そういったものを造林していくような方向性になるかと思えます。

一方で、奥山にある未整備森林については、なかなか手が行き届かないので、そこはちょっと

専門的になりますけど全層間伐というのを実施して、下層にまで日が届くようにして、混交林化を図って、治山だとか、あるいは生態系だとか、そういったところの広域性を重視した施業にしていく方向性を持っております。

○11番（前川文博）

今、全層間伐、これも私、聞いたことないんであれなんですけど、とにかく手を入れてない所も手を入れて、土砂災害とかそういったことにならんように維持していくという認識になると思うんですが、先ほどあった今度は森林の利用という話で、市民が親しめる空間づくりとか、人材育成や研修のフィールドということで、今、人材不足もありますので、そういった研修の場で今、市有林も提供して間伐したりもしておるんですが、その市民が親しめる空間というものは、何か市民がこういうことをやりたいんだって言ったら、どこどこ、例えば市有林で提供できるのでそこでやってくださいとか、そういったようなことまで考えてあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

これも公益的機能の1つで、レクリエーション機能ですとか、あるいは森林施業に当たっての実証するようなフィールドということで、大きく分けると2点ございます。市民の方に御利用いただくという意味では、分かりやすく言えば、今、古川町内の黒内地区に飛驒古川朝霧の森があるわけなんですけど、ああいった、そこは生活環境保全林ということで、災害があった跡地の治山でのレクリエーション機能を持った利用なんですけど、あのような形で、割と身近な所で市民の皆様が森林浴等に親しんでいただけるところを、段階的に構築したいというふうに考えておりますが、ただ、やっぱり山ですので、台風後に枝が落ちたりとかいろんなこともありますから、そこはやっぱりしっかり管理できるような場所とか、コストも踏まえて考えていきたいと思っております。

一方で、今、例えば岐阜県の森林アカデミー、あるいは京都大学、あるいは森林総合研究所等と、森林整備の在り方等についてもいろいろ御指導をいただいているんですが、そういった実証のフィールドになるような場所も、市有林の中で考えていきたいというふうに思っております。

○11番（前川文博）

はい、分かりました。まだ先の長い話ですので、またおいおいと質問をしていきたいと思いません。

それでは、3点目に入ります。公共交通についてということで、今回、3回目、連続ですね、3回連続での質問になります。

1点目は、神岡猪谷線の減便、時間帯の足の確保について。2点目は、公共交通のドライバー確保について。3点目は、バスダイヤと市民病院の診察時間の調整はできないか。4点目、休日における研究機関の交通はどうなるのか。5点目、休日の生徒の利用は考慮しないのか。6点目、飛驒市の公共交通と近隣の公共交通との接続についての考え。7点目、神岡猪谷線は年間を通じエリアデマンド運行としてはどうかという7点です。

前回、6月の一般質問において、神岡猪谷線について質問いたしました。沿線住民への説明はなく、突然新聞報道によって知ったことに動揺の色が広がりました。その後、研究機関とも複数回の協議がされ、沿線住民へは8月19日に、10月1日以降の対応についての説明会が開催されま

した。7つの区から21名が参加され、事前に住民説明もなく、バスの減便を新聞報道で知ったことなど厳しい意見も出ておりました。生徒が休日に利用し富山まで行くことがあるが、自分で行動する足がなくなるがいいのか、また市民病院でバスダイヤに合わせた診察を考えてもらえないかというような意見も出てまいりました。

この説明会では、今後の方針説明や協力をお願いなどの説明がありましたが、まだ未定の部分も多く、沿線住民の不安解消とまでは至っていないと感じました。最近では順調であった空ですね、航空業界も、8月19日に今年の冬ダイヤを発表しましたが、多くの会社では国内線の収益悪化による地方路線の減便が発表されました。公的な支援がないと維持が厳しいとのコメントまで出ているところもあります。この先、日本全国で公共交通の在り方が問われていく時代になってくると思います。

そこで1点目です。神岡猪谷線の減便時間帯の足の確保についてですが、10月1日以降の神岡猪谷線の運行と減便に対する代替交通はどうなったのかお伺いいたします。

2点目、公共交通のドライバー確保です。乗合タクシーのドライバー募集が始まりました。説明会でもドライバーへの協力依頼がありましたが、例えば茂住地区からマイカーで15キロ走ってタクシー会社へ出勤し、そこで乗合タクシーに乗り換えて15キロ戻って、お客さんを乗せて15キロ走って市民病院へ行き、降ろした後にタクシー会社で乗り換えてマイカーで15キロ走って帰宅するという話が出たんですが、そんなことは時間とガソリンの無駄で現実的ではない話だと思います。北部地区に1台車を用意して、北部地域でのドライバー募集も考えるべきだと思いますが、この辺どうでしょうか。

3点目、バスダイヤと市民病院の診察時間の調整はできないかということです。診察後、10時51分のバスに乗れないと16時26分まで5時間30分バスがありません。周辺で時間を潰す場所もありません。朝を7時に出て、診察を受け、買物や薬の処方をしてもらい、11時30分頃に自宅に帰れるのが理想的です。そのためには、市民病院の協力も必要になります。福祉サービスの一環として、ぜひ考えていただきたいのですがどうでしょうか。

4点目、休日における研究機関の交通です。8月の公共交通会議の場では、休日の運休による研究者の足の確保については一切話がありませんでした。休日利用がある研究者への対応は行われていないのかお伺いいたします。

5点目、休日の生徒の利用は考慮しないのかということです。これは、昔、私も質問したことがあります。神岡の生徒が休日利用するときのことなんですが、自分の力で休日に出かけることは、自分で調べて考えて行動することにつながる大事なことです。都会であればいろいろな体験ができますが、神岡ではこれぐらいしかできません。田舎では1本乗り遅れると大変なことになることを勉強できる場ともなります。高校生からも、交通の利便性が悪いことが意見として出ております。神岡に住んでいても、自力で富山に遊びに行けるぐらいの楽しみを残してあげたいのですが、その点はどうでしょうか。

6点目、飛騨市の公共交通と近隣の公共交通との接続についてです。猪谷笹津間の路線バスが廃止されるとリストに上がっております。飛騨市のバスから乗り継いで富山方面への利用者もあります。接続ポイントでの乗り継ぎは重要なことです。この先、隣接する公共交通などと調整や協議も必要になると考えますが、その点はどうでしょうか。

7点目、神岡猪谷線は年間を通じエリアデマンド運行としたらどうかという事です。これ、4番目、5番目の質問からの流れとなって来るんですが、今回の改正で同じ路線でエリアデマンド運行と定時定路線が混じっている、こういう状況になります。地元でも慣れてくればいいんですが、よそから来た方が初めて利用するときには混乱することが予想されます。令和8年10月、来年の改正では、エリアデマンド運行にして、年間を通じて、これは休日も関係なしです、年末年始とかはいいですが、年間を通じて運行するほうがコスト削減にもならないかなと。それより何より利用者目線としても分かりやすく使いやすいと考えますが、この辺はどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部次長 上畑浩司 登壇〕

□総務部次長（上畑浩司）

7点の御質問をいただきました。まず1点目から答弁をいたします。10月1日以降の神岡猪谷線の運行につきましては、現行の平日5往復、休日3往復から、平日の3往復のみの運行に変更となり、運行主体はこれまでの濃飛乗合自動車株式会社から飛騨市へと代わり、運行委託先が濃飛乗合自動車株式会社となります。このほかの変更点としましては、ガッタンゴー溪谷コースの利用者の利便性を向上させるため、一部運行時刻の見直しを行います。この改正に伴う代替交通としまして、同じく10月1日から予約制の乗合タクシーの運行を開始いたします。この運行主体は飛騨市、運行委託先は株式会社宝タクシーです。これを神岡北部乗合タクシーと称し、運行時間は今回の減便となった平日の朝6時から8時まで及び18時から19時30分までの2便に限られます。したがって、平日におきましては、これまで同様に1日5往復の運行となります。以上については、8月25日開催の令和7年度第2回飛騨市公共交通会議において、正式に決定された内容となります。

次に、2点目のドライバー確保についてお答えをいたします。今回の神岡北部乗合タクシーの最大の問題点は、ドライバー不足の対応です。そのため、現在、9月1日の区長回覧にて、神岡町全域に募集チラシを回覧させていただいております。議員御指摘のとおり、神岡北部の方では通勤面で非常に時間がかかり、現実的でないことは事実でございます。そのため、神岡市街地にお住まいの方から応募があることが望ましいと考えており、引き続きドライバー確保に向けて努めてまいります。

次に、3点目の市民病院の診察時間の調整についてです。市民病院には、神岡地区のみならず、古川や上宝など非常に広範囲にわたって、かつ様々な事情を抱えた多くの方々が受診されています。こうした中で、ごく一部の方について便宜を図るということは公平性に欠け現実的ではありませんので、御理解願います。

続いて、4点目の研究機関の交通についてです。東茂住地区にある東京大学宇宙線研究所及び東北大学ニュートリノ科学研究センターの関係者とも現在協議を行っております。飛騨市としましては、各大学との連携協力に関する協定書に基づき、これまで同様に尽力していくことには変わりはありませんが、大学側からの要望については、今回の公共交通とは切り離し、研究機関への支援という枠組みの中で今後進めていきたいと考えておりまして、継続して協議を重ねてまいります。

次に、休日の生徒の利用についてお答えします。初めに、市全体の公共交通の考え方としまして、全ての利用者のニーズに応じられれば、それが最善ですが、利用者ニーズの最大公約数を見極めてサービスを構築していくということが、基本であるものと考えます。ある特定の個人のニーズまで考慮して議論しては、公共交通は成り立ちません。今回の改正は、年々増大する赤字額の抑制が根底にありまして、全体的なバランスの中で公共交通を考えていくことが重要でありますので、御理解いただきたいと思えます。今後の乗車人数や新たなニーズなどを踏まえて改善を重ねることで、よりよい公共交通となるよう努めてまいります。

次に、6点目の近隣の公共交通との接続についてです。富山地方鉄道株式会社が運行する猪谷線の笹津－猪谷間が、深刻な運転手不足のため10月1日より廃止となることが決定していることは承知しております。しかしながら、飛騨市から富山市への公共交通による移動はJR利用が多いため、影響は限定的であるものと認識をしております。

最後、7点目ですが、エリアデマンド運行につきましては、需要に応じた柔軟な運行が可能というメリットがある一方で、神岡市街地と神岡北部地域間では距離も長く時間がかかるという現実があります。これに加えまして、ドライバーの確保と車両の問題もあって、本当にエリアデマンド運行が適しているのかは検証が不可欠です。そのため、まずは10月1日以降の利用実態を把握し、その実績や利用者のニーズに即した公共交通となるように、関係者と協議してまいりたいと考えております。

〔総務部次長 上畑浩司 着席〕

○11番（前川文博）

7つお答えをいただきました。では、1点目ですね、乗合タクシーが朝と夕方運行するということなんですが、これ説明会でも多分、みんな混乱したんですけども、今も朝の6時から8時の時間と、夕方が18時から20時でしたか。17時から19時でしたか。その2時間をやるということでは、結局、この時間に好きな時間に頼めるのではなくて、今までだったら1便と5便のダイヤに沿って動かすということなんですよね。その辺、どうなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部次長（上畑浩司）

今、議員がおっしゃられたように、従来の路線に合わせた運行をしていって、そこに合わせて御利用いただくというのが基本線でございます。これは個々のニーズを対応しては、車両も運転手も実際的には困難であるということから、そうした考えで利用者の方に合わせてもらうということを基本としたいと考えております。

○11番（前川文博）

はい、そうなんです。そこで、前回の説明会、私も聞いていて、多分、みんな迷ったのは午前6時から午前8時の間であれば、何時に頼んでもいいのかなという思いも出てきたんですね。そこで、今走っている時間に合わせて、大体その時間に来ますよということなので、周知するときは、この午前6時から午前8時は公共交通のお金をもらったり、何かやる申請の中ではいいんですが、利用者目線の話でいくと、この時間帯にデマンドとして運行するんで、予約をすると大体その時間に来ます。それが国道からちょっと離れたところまで入りますというような説明に

しないと、ちょっと混乱するんで、その辺の方法を変えとかはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部次長（上畑浩司）

沿線の利用者の方には、現在、全戸に利用されるかどうかというアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査の結果で、私のうちは利用したいという方がいらっしゃいましたら、個別にその方に連絡を取りまして、例えば何曜日の何時に病院のほうへ行きたいという、そういうニーズを全部把握しまして調整をしております。したがって、基本的にはもう何曜日の朝は走るとか、夕方は走るといようなふうにある程度決めた上で、それにさらに利用者が追加されれば、そこにまた調整をしていくというような形で運行を考えております。

○11番（前川文博）

そこがあれで、定期的にご利用する方はそれで把握するのでいいんですけど、じゃあ例えば朝、猪谷の列車に乗りたいたとか、富山から来て猪谷から乗りたいたといったときに、大体バスのダイヤがあるとその時間で分かるんですが、そのダイヤに沿って運行するというのであれば、予約するときにめどが立つんですけど、そこが多分、よそからとか地元じゃない人を見たときにちょっと迷ったり、利用してない人がいるんで、基本はバスの1便、今あった1と5のダイヤに近い時間で行くということなんですか。それとも要望があれば、月曜日はもうちょっと20分遅い時間とか、そういった運行を考えていらっしゃるということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部次長（上畑浩司）

基本的には、この今のデマンドタクシーを利用される方は、沿線の住民の方がほとんどであるというふうにして想定をしております。ただ、今、議員がおっしゃられますように、そういった方でない都市部の方とかが利用されたいというような方がございましたら、それは事業者のほうで丁寧に説明をしていただいて、時間を合わせて乗っていただくというような形になるかと思えます。

○11番（前川文博）

今のその予約の話が出たんですけど、地元の方から、ここ1日、2日の間にアンケートの後、予約のことに関しての連絡が市から来ましたという話を聞いたんです。予約はどのようにして行うように今連絡してありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部次長（上畑浩司）

基本的には、御利用されたい前日の夕方5時までに、タクシー事業者のほうへ電話を入れていただくというようなことを基本にして進めております。なお、定期的には何曜日の朝乗られるというような方につきましては、それはもう必ず予定されているというような形で進めてまいります。

○11番（前川文博）

はい、分かりました。説明会のときに、区でまとめるとかではなく、個別にもう予約をするということになったということでした。今、このデマンドの話を行ったのは、私はいろんなところ、公共交通を前やっていたときに言ったんですけど、やっぱり時間がある程度決めて、それに沿って運行するので予約してくださいねというのがほとんどなんです。この間で好きな時間に予約というのは多分ないことが多いので、その辺、もうちょっと分かりやすくなったほうがいいかなということで今質問しました。

それでは、2つ目なんですけども、市街地をメインで運転者を探していくということなので、これはもうぜひもう力を入れて探していただいて、たしか市の職員の複業もオーケーみたいなことも書いてあったので、そういうことでも市の職員も朝出勤まで時間があるので、やっていただければいいのかなと思います。

3点目、一部の方にやると公平性に欠けるという話もあるんですけど、それはそれで、今回も多分今日見ていらっしゃるんで、ああ、そういうことかということで聞かれておるんで、納得されるのかどうかは、また話を聞いてまいります、私はちょっとこれ以上これについてはどうしようということも言えない。前回6月のときもこれを言ったときは、公共交通が福祉サービスだというような話をして、たしか市長が言われてたんで、そこも含めて、また今後ちょっと考えたいなと思っております。

それから、4点目の研究機関のほうの話なんですけども、公共交通とは切り離しての大学の支援ということでした。でも、さっきの5番のほうとかでも赤字を減らすのが手なんでという話が出てきて、今これが進んだという話なんですけど。実際のところ、公共交通から離して大学支援という話でやっても、出るところが違うだけで、トータル的にはそう変わらないような気がするんですが、どうなんです。あんまり金額変わらないのであれば、もう公共交通として動かしたほうが、ほかの人も使える可能性があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部次長（上畑浩司）

大学側とも今現在、協議を並行して進めておりまして、大学側からも様々な要望をいただいております。これが全てかなえられるかどうかにつきましては、今調整中でございますけれども、費用負担につきましても、全て市ではなくて、一部研究者のほうでも考える余地があるというようなことをおっしゃっていただいておりますので、これは今後また詰めていきたいというふうに思っております。

○11番（前川文博）

5点目のほうは、生徒の遊びに行きたいときの利用と。これ休日なので、夏休みとか平日もありますけど、休日だったので、これも地元でも出ましたし、この間、高校生からも、もう本当に公共交通機関の利便性が悪いんでと。古川ー高山間の2時間バスがないとかあったので、そういったことで、やっぱり田舎で住んでいくには住みにくいねという話をなくして、田舎におっても遊べるね、楽しめるねというのを何とかしたいなということで、また考えてください。

6番目の、その今の地方鉄道のバスなんですけど、これも行ったら乗り換えると、病院に行く

には大沢野の病院だとこれが楽なんですよという話だったんですよね。JRで行くと遠いので。JRだとぐるっと回って行って離れちゃうし、バスだとその病院の前で降りられるのでという話で、それを利用していますという話からだったので、やっぱり、でもこういう乗り継ぎとかやらないと、僕もどっか出かけるときは、基本的に公共交通で行くことやったとき、やっぱり乗り継ぎどうなの、1日でどこまで行って、あと何ができるのとやるんで、それがないと公共交通が限定的になってしまうんで、そこは考えていただきたいなと思います。

あと7点目は、いろんなことを含めて、来年度のエリアデマンド運行ということだったんですけども、とにかく今年、今10月から始めてみないと、エリアデマンドが本当にいいのか悪いのか。でも、やっぱりほかも行ったときに、やっぱり定時定路線で行ったのが、人が減ってきたり赤字になるとデマンド運行をしていって、それがもうちょっとほかのデマンドの運行の仕方というのが幾つか出てきておりますので、検証していただいて、これはなぜかという、もうさっきの大学の話も含めて、全てをエリアデマンドでやれば何とかなるんじゃないかなと思いますので、ドライバーのこともありますので、その辺は頑張ってくださいなと思います。

公共交通で私もいろいろと昔のことも見たら、令和2年3月のときに、北海道の天塩町で、今で言うライドシェアですね、自分の車で乗っていくときに車の座席が空いてるので、乗っていいですよというやつで、乗っていこうというやつがあるという話をしたら、そのときは富山の朝日町でマイカー交通のノッカルあさひまちというのが出てきたんで、それも参考にしますという話もありました。高岡市も今それをやるという波及してきて出てきておりますので、ぜひ空いてるスペースを利用するというのも何となく。例えば、古川―神岡だったら職員が来ることもあるし、仕事で行く人もあるし、そういったところの空きを使うということも考えていただきたいなと思います。

あとは今、国交省で地域公共交通のリ・デザインということで、いろんな法律をちょっと緩和したり、補助金をつけたりとかいうことあるんですけども、再構築ということで官民の競争とか、交通事業者間の競争とか、多分野の競争の3つの競争をやっていくとか、交通DXとか、交通GXというのもありますね。こういったものをやっていくというのがありますが、こういったことの情報というのはどうですか、多分、上畑次長はバス関係の担当なので調べてあると思うんですが、聞いたことありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部次長（上畑浩司）

はい、今の議員がいろいろおっしゃっていただいたこと、一部知っておりましたが、全てはちょっと承知しておりませんでしたので、また勉強させてもらいたいと思います。いずれにしても公共交通の赤字というのは、飛騨市に限らず全国どこでも生じておる問題でありまして、全国で様々な自治体がいろんな取組をされておりますので、そうした情報をこれからもキャッチしながら、飛騨市によりよい体制になるように努めてまいりたいと考えております。

○11番（前川文博）

それでは、4点目のほうに入ります。市内産の米の流通についてということで3点です。

1点目は令和7年産の収量予測、2点目は市民向けの米の流通、3点目は備蓄米の市内の流通

状況です。

8月後半から9月に入りまして、あるスーパーで飛騨産コシヒカリ、令和6年産ですね、これが10キロ1万円を税込みで超えていたと。備蓄米が出ているけど、あんまりこの辺で見る機会がないよという話もあります。先日、ほかへ行ったとき、アメリカ産のカルローズ米、輸入米ですね、これが5キロで3,890円と、4,000円近い値段で出ていたんで、全然安くはないなと思いながら見てまいりました。令和6年、7年産は今高額で買われているということで、今、JAひだのほうでは、昨年の60%増しの3万円でしたか、概算金がということで、昨年の1.6倍になります。今、令和6年産で売ってあった10キロ1万円超えの米というのも、非常に厳しい状況だなというふうに思っております。

先般、これはニュースなんですけども、富山では地場産市場、名前は違うんですけど、ここで新米が3キロ1,800円、1キロ600円ということで格安で販売されたと、地元の方ということで話題にもなっております。今、作付けも増えておりますが、雨が少なくて駄目なんじゃないかとか、猛暑によってというのがあります。ただ、農水省は生産見込み、前年比56万玄米等も増えるのに向けて順調に推移していると公表しております。飛騨市の米は味がいいことがあって、市外への販路も広がっておりますが、市内でも米が買えないというような話もぼつぼつと私は聞いております。こんな中、備蓄米も手に入らないというような状況もありますので、3点お伺いします。

令和7年産の収量予測です。飛騨市の米はどのような状況なのか、その辺をお伺いいたします。2点目は、市民向けの米の流通ということで、市民でも飛騨市産の米が買えるような流通体系は何かできないのか、そういったことをお伺いいたします。3点目は、市内の流通状況ですが、これは主に備蓄米がどの程度飛騨市にきたのかということを知りたいのでお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の、令和7年産の収量予測についてお答えします。現在、農林水産省が公表している情報によりますと、全国的に見て令和7年産主食用米の作況はおおむね順調に推移しているとされております。

本市におきましても、現時点では大きな気象災害や生育障害などの報告はなく、前年並みの収量が見込まれるものと考えております。ただし、今後の気象状況や病害虫の発生状況により変動する可能性もあることから、引き続き、関係機関と連携しながら、生育状況の把握に努めてまいります。

2点目、市民向けの米の流通についてお答えします。御指摘のとおり、米をはじめとする食料品の価格は上昇傾向にあり、市民生活への影響が懸念されております。本市といたしましても、このような状況を踏まえ、地産地消の推進や地域農作物の安定供給を図ることが、これまで以上に重要であると認識しております。

これまで市では、地元産米を学校給食に活用するとともに、市内直売所での販売促進を進めるなど、市内産米の消費拡大と認知度向上に取り組んでまいりました。今後は、生産者と販売者の

連携強化に加え、地産地消に対する市民の理解を深めるための啓発活動をさらに充実させ、市民の皆様が安心して地元産米を購入・消費できる環境づくりを進めてまいります。

3点目の、備蓄米の市内流通状況についてお答えします。国の備蓄米は、食料安全保障の観点から、必要に応じて市場に放出されるものであり、米価格の安定や需給調整に一定の役割を果たしているものと認識しております。大手ディスカウントショップやコンビニエンスストア等への備蓄米の流通状況につきましては、現時点では、国や流通業者による詳細な状況の公表は確認できておらず、市として把握することは難しい状況にあります。ただし、本市が行った市内の一部の業者への聞き取り調査では、国の備蓄米の取扱いがあったことを確認しております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○11番（前川文博）

飛騨市の米は前年並みということで、そこはひとつ安心しました。あと、流通のこととかもいろいろありましたけども、1点確認なんですけども、米にはうるち米とか酒米とか、モチ米とかいろいろありますけど、今、たしか食用の米が上がったとあって、酒米がコシヒカリに代わったりとかして、いろんなものに値段が波及しているというのがありますが、その辺の状況はどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

おっしゃるとおりです。特に畜産に使う飼料用のほうがやっぱり減ってきて、そちらがうるちに回ったりとかしておりますが、この辺りはどうしても自由市場になりますので、動向を見ながら。ただ、それぞれやっぱりもともと飛騨というのは食べる米が基本的にはコシヒカリがあって、飲む米と言うと変ですけど、ひだほまれがあって、それから高山餅ですね、加工も含めて餅にするということでバランスを取ってきた伝統もありますので、こういった強みを生かしながら、飛騨圏域全体でその辺りはよい方向に行くように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

もう1点ですけど、昔、転作、転作ということがあったりして、多用途米というのもしかあったと思うんですが、アラレとかにする米、そういった米は主食に回るとか、そういった施策は何かあるとか情報を聞いていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

この点につきましては、国全体の方向性になるわけなんですけど、今、こういった米の米価の高騰が起きる前までは、例えば米粉の消費拡大ですとか、恐らく東京都なんかはそういったことで、結構力を入れてやっていらっしゃったようなんですけども、そういった加工用ですね、お菓子だとか、そういったものも現時点ではどの程度になったかというのは、まだちょっと手元に資料がないんですが、そういった例えばWCSとか、あるいは多用途米ですとか、米粉用というのは国とか県のほうで助成金をつけて現在も推進されております。

○11番（前川文博）

はい、分かりました。備蓄米のほうは不明ということですが、大手のディスカウントスーパーとか、一部大手のコンビニで扱っているんですけど、神岡だとディスカウントスーパーは1件しかないんで、コンビニも扱ってないということで、多分、ほとんど見てない状況なんです。そういったことも踏まえて、あと籠山議員が次にされますので、そこに譲りまして、私のほうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で11番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時10分といたします。

（ 休憩 午前11時06分 再開 午前11時10分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、水上議員。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

もうおはようございますじゃなくて、こんにちはの時間になりましたけれども、よろしく願いをいたします。

今日は大きく2点お尋ねをしたいと思っておりますけれども、まず最初にC o I U、これに対する今後の市の関わり方のようなことを中心に、まずお聞きをしたいと思っております。

これまで幾度となくコー・イノベーション大学（C o I U）に関しては、関連して一般質問がされてきました。そんな中で、先月の29日にC o I Uについて、大学設置・学校法人審議会が文部科学省に設置を認めるように答申をされ、文科省が認可する見通しであると、こうした報道がありました。大学の設立に大きく前進し、開学へたどり着けたということだと思いますし、8日には東京都内において開学の発表会もあったというふうに承知しております。

既にC o I Uのホームページには入試情報なども掲載をされ、1つの節目を迎えたように思います。ようやく市民の皆さんにも実感として大学の設置について伝わったような思いがありますし、これを受けて市内にもいろんな意味で好循環が生まれるというか、生まれていただきたい、そんなことを期待するところであります。

ただ、一方で、大学についてまだまだ市民の皆さんの中には、どんな大学になるのか、飛騨市はどんな関わり方をしていくのか、大学や学生が飛騨市にどんな影響を与えていくのか、そうしたような、いまだに期待と不安が交錯している、そんな状況にも伺えるような気がいたします。

コー・イノベーション大学は地域での実践、多様な理論と多様な対話を往還するカリキュラムによって、問いを立てる力と共創力を育む4年制大学です。各地の地域課題に学生、教職員、社会人も含めて、それぞれが交わりながら挑戦をしていきたい、実践を取り入れた学びを行うことで、そういった社会とつながりながら多様な人々と共に学び合う新しい形の学びを提供するんだと、これは一般社団法人C o I U設立基金の大学紹介の中の一部にあるものです。飛騨市としても、この飛騨の地からこれからの時代を先取りし、全国や世界へと広がる全く新しい教育モデルが生まれることで、過疎の最も進んだ地域が時代の最先端になる、このことの証明につながるんだと期待をしている、これは企業版ふるさと納税の紹介の中にある文言です。こうした考えの中で、大学も飛騨市もよりよい道を歩み発展していければと、そんなふうに思います。

大学について市民の皆さんに対する説明、理解を求める、これは法人側がしっかりやっただくべきことが多いのかなというふうには思いますけれども、これを機に、改めて飛騨市の今後の関わり方についてお尋ねをしたいと思います。

3つほどありますけれども、まず1つ目に、開学の決定を受けてということで。大学の開学が決定したことについて、市として評価、それから考え方についてお伺いをしたいなというふうに思います。

それから2つ目、大学の教育カリキュラムについてですけれども、学びを通じて各地の地域課題に挑戦することや、2年次以降の活動拠点を全国各地へ移すといったこうしたC o I Uの教育カリキュラムについて、市の取組との関連性をどのように考えていくのか伺いたいと思います。

最後、3点目、市の対応や支援についてですけれども、学生の居住環境など、大学開学に関して様々な課題が想定されるのではないかというふうに思いますけれども、どのような課題を想定されているのでしょうか、また、市としてどのような対応や支援を考えておられるのか伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

コー・イノベーション大学につきましてのお尋ねをいただきました。まとめてお答えをいたしたいというふうに思います。

コー・イノベーション大学、略称C o I Uでありますけれども、8月29日に文部科学省の設立認可を受けまして、令和8年4月、来年4月ですね、開学することが決定したということでございます。これまで準備に携わってこられました全ての関係者の皆様の御努力に、心から敬意を表したいと思います。御質問の3点の前にですね、市として把握している基本的な情報と特徴につきまして簡単に概観しておきたいと思います。誰でも知ることができるので、市だけが持っている情報ということではないんですけれども、改めて見ておきたいと思います。

C o I Uは、共創学部地域共創学科という1学部1学科の単科大学でありまして、1学年の定員は120名、全体で480名の定員を持つ4年制大学ということです。ちなみにこの120名っていうのは、今の吉城高校が1学年120人ですから、吉城高校ぐらいというイメージをしておいていただければいいということになります。地域での実践と多様な理論、対話を行き来するカリキュラムを

通じて、問いを立てる力と共創力を育み、課題解決や社会変革を実行できる人材を育成することを掲げておられるということでもあります。一言で言えば、この大学は地域づくり人材の育成大学であるというふうに捉えておられて、地域のまちづくりや課題解決に市民と共に実践的に取り組みながら、力を養うことを目指している大学というふうに捉えております。運営を行うのは学校法人C o I Uでありまして、民設民営の私立大学ということでございます。

C o I Uの大きな特徴としては、次の2点ということございまして、1つは全国各地を拠点とするということでもあります。

1年次は飛騨市で一般教養科目とか、理論や対話の基礎基盤となる科目を学びまして、2年次以降は全国に設けられるサテライトキャンパスで、ボンディングシップと呼ばれる長期実践型インターンシップに参加し、企業や自治体と共にプロジェクトを進めるということとされております。現時点で全国15か所の地域が候補ということになっておりまして、県内では高山市や岐阜市も拠点となる予定で、もちろん飛騨市もその1つとなっておりますということでもあります。

2つ目の特徴は大学の施設の設置形態でありまして、新たに大規模施設を建設するのではなく、市内の空き家や旧の旅館、元ホテルなどをリノベーションし、まち全体をキャンパスとするまちなかキャンパスとして展開する点が特徴であるということでもあります。

以上、簡単なんですが概観をしたわけでありまして、これを踏まえまして、開学決定を受けての市の評価と考え方について申し上げておきたいと思っております。

大学設立の構想が発表されましたのは2020年6月で、それから5年以上を経過したわけですが、この間、多くの方々から支援を得て、課題を1つ1つ解決しながらここまで進めてこられたわけでありまして、学長や理事長を中心とした御尽力には、大変な努力があったというふうに受け止めておられて、特に文部科学省の認可に当たっては、資金、人材、カリキュラムなど、あらゆる条件について厳しい審査が行われまして、実際その審査は壮絶なものであったというふうに伺っております。少子化の時代における大学設立ということもありまして、従来よりはるかに厳しい審査であったと想像される中、それを全て乗り越えて認可に至ったことは驚異的なことであるというふうに捉えております。もちろんこの審査の中では、我々が想像するような疑問点はおおむねといいますか、ほとんどそれを超える審査があったということで、ほぼクリアされた、全てクリアされた。したがって認可になったというふうに捉えておるわけでもあります。

また特徴の1つである超実践型の教育プログラム。これは地域課題を解決できる人材を育成するという明確なコンセプトでありまして、飛騨市だけでなく国の教育方針とも合致しておる時代に即した大学であると評価をいたしております。さらに、まちなかキャンパスについても、新たに大規模施設を建てるのではなくて、過疎化が進む飛騨市の町なかにある空き家や既存施設を活用して、市民と時間や空間を共有しながら学ぶという、斬新で意義深い取組であるというふうに捉えております。

こうした大学の内容は当初段階のものから変化してきましたけれども、長い議論を経て共創という理念にたどり着き、独自の教育コンセプトを打ち出し、コストを最小限に抑えつつ、少子化人口減少時代に合った大学像を築き上げてこられたという評価をいたしております。そしてこのプロセス自体が、不確実性の時代に求められる姿勢を实践されたものというふうに感じておるところであります。以上が、C o I U開学に対する市の評価と考え方ということでもあります。

次に、2点目の教育カリキュラムについてお答えをいたしたいと思います。C o I Uの開学やそのコンセプトは、市が進める飛騨市学園構想の理念と合致するものでございます。飛騨市学園構想は保育園から高校までを対象に、設置者や運営主体にかかわらず一気通貫で進める取組でありまして、地域との連携の中で、これからの時代に求められる課題解決型人材を育成することを目指しております。実践を通じて地域の課題解決や社会変革を実践できる人材を育成しようというC o I Uの考え方は、この飛騨市学園構想と完全に一致しておりまして、その意味でC o I Uの開学は飛騨市学園構想に大学というピースが加わって、市内の教育が一層充実強化されるということの意味しておるといふふうに捉えております。

また学生は2年次以降、飛騨市を含む全国のサテライトキャンパスに拠点を移していくわけですが、一定数の学生は飛騨市や飛騨地域に残ることが想定されます。その中で例えば市が進めている宮川町種蔵の地域づくり、あるいは薬草や広葉樹を生かしたまちづくり、さらには市民が中心となって取り組む活動に参画して、スタッフとして活躍することが期待されるわけでありまして、さらに学生自身が起業をしたり、独自の活動を始めたりする可能性もございます。これまでも首都圏の大学をはじめ、当市としては様々な大学と連携いたしまして、多くの学生が飛騨市をフィールドとしてフィールドワークや実習を行ってきたわけですが、C o I Uの学生はこの地に住み込んで活動することになりますので、そのことによってより深い学びが実現し、市民との一体性も一層高まっていくものというふうに考えております。

最後に、3点目の市の対応や支援につきましてお答えをいたします。これは議員御指摘のとおり、C o I U開学に伴っては様々な課題が想定をされます。例えば、学生や大学関係者の住居、買物や食事の場所、アルバイト先、公共交通などの移動手段の確保、そうしたことも挙げられるというふうに思います。ただその市としても大学をこの地域に設立するという経験をしたことがございませんので、初めての経験でありますから、全て想定してこの時点から対策を講じるということとは困難だというふうに考えておりまして、開学後の状況を見ながら学生や大学関係者の声を聞いて、市としてできることを迅速に対応していくというのが基本であろうというふうに考えております。

このうち喫緊の課題は住居の確保でありまして、飛騨市内はもともとアパートが少ないために、高山市内の既存アパートを利用したり、高山市から通学したりすることも想定されるわけでありまして、このため、大学においても市内での住居確保に力を入れて今取り組まれているというふうに承知しておりますし、民間でも開学を見据えた集合住宅の建設が進められつつあるというふうに承知をしておりますので、こうした動きを支援していきたいというふうに考えております。また高山市にはサテライトキャンパスも置かれますので、2年次以降、飛騨市・高山市エリアで過ごす学生というのも出てくるというふうに予想されます。こうしたことも踏まえまして、高山市とも連携していきたいというふうに考えております。

また買い物や食事についても心配があるわけですが、どの程度の需要が生じるかは予測が難しい点がございます。まずは市内の既存店舗を利用いただき、その中で様々な需要が分かってくると思いますから、その中で新たな動きを促していくということになるかと思っております。

一方で、教育面での連携・支援体制、これも大変重要であるというふうに考えております。既にC o I U側からは地方行政に関する講座の依頼をいただいております、地方政治や地方行政、

観光、地域ブランドなどの分野がカリキュラムに組み込まれる予定となっております。こうした授業には、私、市長のみならず、市職員が非常勤講師として登壇するというようなことも検討しておるところでございます。市が直面する課題や施策を学生に伝えるということは、授業の質の向上だけではなくて、市職員自身の資質向上にも役立つものというふうに考えておりますので、今後、詳細を詰めていきたいということでございます。

いずれにいたしましても、まずは学生確保が最大の課題ということですので。これまで開学許可が下りるまでは、文部科学省において一切の募集活動はしてはいけないということで制限をされていたわけでございます。しかしながら、9月1日からはこれがようやく開始できることとなりまして、今、全面的にC o I Uにおいては学生募集を行われておるわけでありまして、来年4月までの開学まで限られた期間ではありますけれども、これまでアンケート等で出願の意向を示しておる高校生というの把握されておるといことを伺っておりますし、この大学の斬新な考え方や実践を広く知っていただいて、多くの皆さんに出願いただけることを期待しているところであります。

このほか、企業版ふるさと納税を中心に大学支援の寄附金を募ってまいりましたけれども、開学が正式に決まったことにより、さらに寄附を頂きやすくなったというふうに考えております。市としても、引き続きこの企業版ふるさと納税の制度を活用した支援を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、開学までの間にも予期せぬ課題が生じる可能性はありますけれども、大学と緊密に連携しながら、臨機応変にまた迅速に対応していきたいと考えているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○4番（水上雅廣）

本当にこのニュースが飛び込んでからは、また間もないし、開学が4月1日ということですから、その時間もない中で、どうしようという話もなかなか難しいかなというふうには思い、ただ、市長が言われたように、その状況を見ながら、しっかりと適宜適切に対応して行って、その趣旨というのはよく分かりましたし、やっぱりそういったことをしっかり理解していただければ、大きな期待感にもつながるんだろうなというふうに思います。学生も今はC o I Uについて何も承知していないような状況なんです、今の在学中の高校生とかは多分。その人たちが、今、ここにということとはちょっと難しいかもしれませんが、でもここに住む人たち、住む子たちが、ここを目指していくということは、これは十分可能な話なので、そういう環境をつくっていただきたいと思うんです。その中で、言われました学園構想、ここへの取組というのは、具体的に今、パンフやリーフができていますし、やっておりますけど、あれを変えて、そこに大学というものを取り入れて、市民にもう一回、学園構想のスキームを示すというようなことはお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、教育委員会で飛騨市学園構想は第2期が、この令和7年度で終わりますので、次の見直しの議論を進めてもらっていますけれども、飛騨市学園構想は地域学校協働活動の部分を非常に重視

していて、小・中学生が地域の大人たちと連携して、いろんな地域づくり、課題解決の活動をやっていくということが、ここまでの成果になってきているんですが、大学がここに入りますと、コンセプトが全く同じ大学なので、恐らく小・中学生と大学生と一緒に何かやるっていう局面が出てくると思います。今まで地域の大人たちが地域学校協働活動に関わっていたものが、大学の教員が学生と一緒に小・中学生と関わって何かの活動をしていくということが大いに考えられるのではないかと考えておまして、私の学園構想にピースがはまるというイメージはそこになります。それは、高校にも、2つの県立高校にもプラスの影響を及ぼしていこうというふうに考えておりますので、そこに非常に期待しているということです。

これに先行して、今年の夏もそうだったんですが、共創サマチャレということで、既にアンケートもたくさん行われているんですが、ここを志望する大学を、言わば早く確保していくために、ここで滞在型のワークショップが行われて、私も参加をさせていただいたんですが、この大学が狙っている学生層、つまり全国のマイプロジェクトをやっているようなのがった高校生ですね、この人たちが実際に来ていて、その姿を見てみると、これは面白いことになるなど。非常に自分たちでここで何かやりたいっていう意欲を非常に持った高校生たちですから、これが学生となって、この地域にいるということになると、とても面白いことが起こるのではないかとこのように思っていますので、そうした今後、実際に入学してくる学生の様子なんか踏まえながら、その学生像というものをしながら、また市との連携というのは考えていくということになるかと思っています。

○4番（水上雅廣）

ありがとうございます。本当にその意味で子供たちの育成と成長を含めて、ちょっと期待したいなという思いはある。

あと、住環境ですけど、一部で民間のほうでアパートみたいなこともおっしゃいましたけど、例えばそういう考え方に至られる方がどのくらいあるかどうか分かりません。例えば、シェアハウスみたいなことを市内で、やっぱり学生のためにというか、学生と一緒にちょっとやっていきたいとか、そんな方もひょっとしたら出てきてもくれないかなというような、ちょっとした期待も持ちながらですけども。本当にそんな話が出てきたときに、何かしらの支援というのは、何か従来のそういう助成制度を変えながらも、見直しながらもやっていこうとか、そんなような考え方ってありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

市内の賃貸住宅の確保はもう飛騨市は、もうずっと前からの課題でいろいろ取り組んできておまして、空き家を改修して賃貸の住宅にするというところへの助成制度なんかを設けておりますので、まずはそこを使ってもらおうということかなと思います。シェアハウスをやってくれる人がいないかということも、大学の関係の皆さんもいろいろ模索はして、声もかけたりされておられるようですが、まだここまで海のものとも、山のものとも分からない状況で、そもそも認可されるかどうか分からない状況でしたから、認可されるということになって、これから全体像が見えてくると、次第に変わってくるんだろうなというふうに思います。ただ、当初の段階は、やは

りもうアパートが不足しているのは事実ですので、やはり私は高山市内の住居を使ってもらおうということは、これはもう現実的だし、別に、だから困るということでもないだろうと思うんですね。通う時間は若干かかってきますけれども、高山市も含めて広く飛騨地域全体で大学を支えていくという上では、高山市内の地域資源も、飛騨市の地域資源として使っていくという考え方で臨んでいく必要があるのではないかと思います。

○4番（水上雅廣）

分かりました。広域といいますか、飛騨市と高山市と協働の中で、大学に関しても、また知恵を絞っていただいて、本当に冒頭に言いましたけれども、飛騨市にとっても、飛騨圏域にとっても、大学にとってもいいものになるように期待をして、そういうふうになるように行政側のほうもお考えをいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次に、大きなほうの2点目に入らせていただきます。来年度予算の編成に向けてということでお伺いをいたしますけれども、まだ編成というよりも政策協議のさなかかなと、入ったばかりかなみたいなのというふうに思うんですけれども、このタイミングでちょっとお聞きをさせていただきたいと思います。

国のほうも、来年度の一般会計予算が122兆円を越すような規模になるんだということで聞いておりますし、それからガソリンの暫定税率、これを廃止するんだ。消費税の減税についても、まだ全くどういうふうになるのか分からない。こうしたことによって、地方にどんな負担が来るのか、どうなっていくのか、こうしたことが不透明な中で、それから103万円の壁が百六十何万円、これのことも影響があるのかなんてことを思うわけで。そうした中で予算編成が進められるということになると思います。

それから、人事院勧告のほうでは2025年度の国家公務員の給与の引上げを勧告をいたしました。月給で平均で3.62%、ボーナスが0.05か月増えるということです。飛騨市のほうも今回の補正予算の中に、基金のほうにその分を見込んでということで積立金が計上されるということだと思います。ただ、いまだに物価の高騰なんかも続いていますし、市民の皆さんにも大きな影響を与えておる状況が続いておるなど。市においても、施設の維持管理を含め、大きな影響がまだまだ続いていくなというようにも思います。

そうした中で、人口減少下の中での地域課題への対応、それから公共インフラの整備、施設の整備、改修、先延ばしもできなくなってきたであろう施設の統廃合、そうしたことへの対応、それともう一つは、これまで進めてきた施策の推進、こうしたものが様々絡みあって大変だろうなと思うんですけれども、こうした厳しい状況が続くと予想される中で、新年度に向けての予算編成について、何点かお伺いをいたしたいと思います。

予算編成の方針ですけれども、議事録を拝見いたしましたら、さきに行われた総合政策審議会において市長が、これまでに経験したことがないほど相当に厳しい状況になると見ておりますと。よりこうあったほうがいいのか、より便利だとか、より快適だとかいうところをどうしても削っていかざるを得ない、こんなふうな挨拶をされたというふうになっています。それから、さきの定例会の初日、市長の予算説明の中で、今後の予算ですけれども、10月に実施される国勢調査の結果で人口がさらに減少することが予想され、これが地方交付税に影響し、一定の緩和措置などもあるとは思われるものの、当初予算ではこれまでのような交付税額を見込むことが難しくなる

ことが予想される。それを踏まえて、今回、令和8年度当初予算を編成するに当たり、歳出の抑制を図るため、都竹市長としては、初めて予算要求段階で総額に上限を設けることにしたんだというふうに述べられました。それらを含めて、新年度予算のテーマ、身近な暮らしの課題への回帰、こういうことになるのかなというふうに思いますけれども。

予算については、ここ2年ほど続けてお聞きをしておりますし、令和7年度の当初予算の中でも市長の方針のほうであっております。その中で、状況はやっぱりもうますます厳しくなっていくかなと。増していくのかなというようなことも思うもんですから、お尋ねをしたいと思いますけれども、改めて来年度予算の編成に向けての方針、それから変革への抜本的な取組、この言葉もどっかにあったと思うんですけども、について考えをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、さっきも言いましたけれども、人件費が予算に与える影響ということですけども、ここ数年、人事院勧告を基に給与は上昇を続けておる。今回は34年ぶりに3%を超える増加ということですけども、この人件費の上昇というものが、当初予算策定に与える影響についてはどのように捉えていらっしゃるのか伺いたいと思います。また、職員の給与について、交付税措置がされておるといふふうに承知をしておりますけども、どの程度算入されておるのかな。なかなか細かい分析というのは難しいと思いますので、おおよそでもいいんですけども教えていただきたいというふうに思います。

人事院勧告のほうは、従業員100名以上の企業を調査対象として、公務員の志願者の減が続く中で、民間に見劣りしないような、そうした処遇が必要だということで、今回のアップにつながったような記載もありました。そして、岐阜県の最低賃金ですけども、これも64円増額の1,065円、これに引き上げるように答申があったと。発効は10月18日ということで承知をしておりますけれども、引上げ幅は2002年以降最大ということで、今は1,001円ですね、岐阜県。これが大幅に上がると。こうしたことで、賃金が上がるのは非常にいいことなんでしょうけど、抱える企業にとって、どういった影響があるのか。本当に賃上げがしっかりと市内でも実施をされていくのか。そうしたことの調査を、企業側の調査という部分がしてあれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから3点目、特定地域づくり事業協同組合制度ということで、総務省の1つの事業の中にこうした事業が紹介をされております。事業単位で見ると、年間の雇用が難しい。いつきの雇用は欲しいけれども、年間を通じてなかなか難しいんだと。安定的な雇用環境や給与が確保できないと。そういった事業者の皆さんが組合を組織されて、地域全体の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事を創出していく。組合で職員を雇用して事業者に派遣をするといったような仕組みだそうです。こうしたマルチワークを通じて、安定的な雇用の環境と一定の給与の水準を確保していく、これが移住や定住の促進にもつながっていくんだということですけども、市としてこういった制度の導入を検討しながら予算化していくようなことは考えていられないかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから4点目、市有林の活用ですけども、先ほど前川議員からも御質問がありましたけれども、ちょっと違うかもしれませんが、市有林、飛騨市有林ですね、保有する立木資源、これを活用されてはいかがですかということで、立木の売払いですとか山林の譲渡、賃貸のような形も考えられるのかもしれませんが、そうしたことを検討されていく予定はないでしょ

うか。これは、1つの資産運用というような面でも検討されてはいかがなのかなというふうに思いますけれども、お伺いをしたいと思います。

余談ですけども、今年3月の予算委員会の中で、こうしたようなことに若干触れました。その際には、突然の発言だったものですから、お答えいただいたほうもふつとして、そういったことも視野に入れながら検討していくんだというようなこともおっしゃったような記憶がある。これは委員会の話ですから、どういうふうになっていくかというのはまた別の話ですけども、そういったことがあったもんですから、ちょっと改めてお伺いをしたいと思います。

それから5点目、鉄道資産の今後についてということですけども、今回の補正予算の中で、旧神岡鉄道の工事費が計上されています。そもそもこの今の計上されている区間というのは、普通財産の区間ではないかなと。ガッタンゴーの営業区間ではない場所だと思えます。そこに事業費を投ずるという理由はこういったものなのか。これ、今でなければならぬとか、先送りしてもいいのか、そういったことも含めて、ちょっとお伺いしたいなど。

これに加えて、既に行政財産部分の落石対策ですとか、構造物の撤去、駅ホームの撤去、そうしたことの調査とか詳細設計が行われておるといふふうに承知をしておりますし、来年度からは工事に移りたいなということですけども、定期的な点検に係る費用などを含めて、これから先、どれほどの財源が必要になってくるのかなと。今は鉄道基金の利息分、それからふるさと納税もありますかね、そういった費用で賄ってきているというふうに思っておるんですけども、この先、本当にちょっと心配なのでお伺いを、このタイミングでどうかなとは思ったんですけども、お伺いをしたいと思います。運営事業者側のほうでも将来的な構想を持っておられるし、一生懸命やっただいておる。安全面もしっかり確保していただいております。そういったことは重々認識をしておりますし、あの事業に対する期待というのも本当によく分かっておるつもりですが、ゆえに、だから逆にこうしたことの先行きというのは、やっぱり心配、私も心配ですし、みんなが心配しておるのではないかなというふうに思いますから、改めてお伺いをします。

それから、最後に道路維持を含む建設事業費の確保をということで、毎回毎回定例会のたびに何回目になりますか、申し上げておりますけれども、ガソリンの暫定税率の廃止ということで、これ一般財源化はされておるといふふうになってはいますが、やっぱり道路や河川のそういった公共事業への投資のための税率だったというふうに承知しております。これがなくなってしまう。今、それに代わる新税をとかっていう話もありますけれども、これはなかなか世間から認めていただくにはいかがなものかなと、私個人的にはクエスチョン。

そんな中で、防災・減災、それから強靱化対策、あるいは身近な維持修繕、そういったものはどうしてもやっぱり進めていただかなければならないと思います。毎回、同様の質問をして恐縮ですけども、国や県の財政状況も、厳しくなればなるほど地方の公共事業が縮小していくんじゃないかな、そんなふうに憂慮しております。国・県への事業費確保の対策、市の事業費確保について、お考えを伺いたいと思います。

余談になるかもしれませんが、先月の30日に東海環状自動車道の本巢インターチェンジ、それから大野神戸インターチェンジの間が開通したと。一宮ジャンクション、あそこはずっと混んでいたんですけども、そこを通らずに関西方面から北陸・高山のほうへ来ることが楽になったということです。飛騨市もそうした意味では、観光や物流面で期待もできるんじゃないかと思

いますけれども、漁協の方が、ここ最近、関西方面からのアユ釣りのお客さんが増えてきたと、そんなこともおっしゃっていました。直接的に東海環状自動車道ということはないですけど、やっぱり高山とかということじゃなくて、関西・富山、従来から申し上げておりますけども、やっぱり飛騨市の商圈を考えたときに、頼りにしたり、利用したりするっていったら富山のほうを、やっぱり商圈として考えるんだと、昔からそうやったと思いますけれども、これもやっぱり重点なんだろうなというふうに思います。そうしたことを含めて、やっぱり国道360号、国道41号、こうした国県道の整備にも重点を置いていただきたいと、そのように考えておるものですから、あえて質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

来年度予算の編成につきましてのお尋ねでございます。私から1点目の全体の方針と、6点目の公共事業費についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、来年度予算編成の方針ということでございます。一言で申し上げますと大変厳しい。方針と言いますか現状がですね、大変厳しいということでございます。これまで私の市政運営、元気で、あんきな、誇りのもてるふるさと飛騨市ということを掲げてまいりまして、市民生活の足元を見詰めて身近な課題に対応する。それから地域資源を掘り起こして市民の誇りと活力を生み出すと、こんな考え方でやってきたんですが、その財源ですね。財源は大きく3つの柱であったというふうに振り返っております。

1点目は決算剰余金の活用でありまして、井上市長時代はですね、基本的に全額財政調整基金に積み立てるという形で運営されておりましたけれども、これが非常に大きな金額になるものですから、この仕組みを改めまして、例年見込まれる剰余金の一定額をあらかじめ政策財源として当初予算に計上して、それは基金を一旦崩す格好で編成をして、9月補正でまた積み戻す。それによって決算剰余金が使えるようになると、こういったやり方でやってきた。これがまず1点目です。

2点目が公債費の負担軽減ということで、合併特例債、過疎債、いろいろ借りているわけですけども、合併特例債が終わりました、あと過疎債等の起債を抑制する、あんまり借金をしないようにするということですね。そうすると一定時間たつと借入金の返済額が下がってきます。それによって真水の部分、交付税措置以外の真水の部分を増やして、それを政策財源に充てるということをやってきました。これが2点目です。

3点目がふるさと納税の活用ということでありまして、これも金額が大きいときもありましたが、当初予算では5億円を基準とすると。それ以上使わないんだということをやりながら、過度な依存を避けつつ、特定目的の寄附と合わせて活用することで、政策財源を生み出してきたということでもあります。これら3本の柱によりまして、これまでは大きな困難なく事業を実施できてきたというふうに思っておりますし、デフレの状況が続いておりましたから、前年の状況から翌年の予算規模っていうのは大体見通すことが可能だったということです。

しかしですね、一昨年前あたりから急激に物価が上昇するようになりまして、普通交付税の増

額が追いつかない状況になってきたと。これがまず大きな変化。それから公債費の減少。これも大体行き着くところまで行き着きましたので、これ以上公債費が減っていくというのはないところまで来たということです。それから決算剰余金の活用というのは、大体生み出されてくる条件は同じですから、これも限界があると。しかもふるさと納税もですね、国のルール厳格化で、従来のように大きな金額というのは見込めないのではないかとということもございます。そうすると、これまでの手法が使えなくなってくるということになります。

さらにこういった物価高騰時というのは、物価人件費の高騰時というのは税収は伸びるんです、見かけの数値が上がりますから。伸びるんですけれども、これは飛騨市のような小さい自治体、特に大きな企業がない自治体の宿命ですけれども、全体に税収が上振れするという度合いが、大きな自治体と比べて小さいですね。それで、悪くなっていくときの影響も小さいんですが、大きく伸びていく時の影響も小さいというのが、こういう小さい自治体の宿命でありまして、したがって、物価高による税収増っていうのも、結果、地方交付税で調整されてしまいますから、歳入の効果っていうのは限定的になるということになります。

この結果、財政の余力、財源の余力というものが急速に縮小しておりまして、もう従来の手法による予算編成はできなくなったというふうに強く実感をいたしております。このため来年度予算では、限られた財源の中で、真に必要な課題に向き合うことが今まで以上に求められるということでございます。

この認識の下で来年度予算のテーマを、身近な暮らしの課題への回帰、サブテーマを持続可能な飛騨市づくりの堅持というふうにいたしましたところございまして、これまでの取組は維持しつつ、市民や地域の願い、生活上の不安や困り事を改めて洗い出しまして、限られた財源や人的資源の中でも知恵と工夫を凝らして、暮らしの満足度を高める前向きな施策を展開したいということをお考えしております。

そのため御紹介もいただきましたけれども、私の市政では初めてですが、予算要求時点でシーリング、つまり上限設定を導入をいたしました。これは一律削減ではなくて、令和7年度予算の一般財源総枠の中に収める形で要求してくれと、こういうことを全庁に指示したわけでありまして。ただし、外部の財源、補助金とかですね、外部の例えば森林環境譲与税のようなお金がある場合についてはその限りではありませんから、その外部財源を使いながら新規施策を打ち出すことも可能というふうにしておりまして、あくまでも一般財源の総枠内に、今年度予算の総枠内に収めてくれということをおっしゃっております。

また、従来の手法を繰り返すのではなくて、実施回数を減らすとか、形式を見直すとか、あるいはゼロ予算で実施するとか、積極的に知恵と工夫による施策づくりを進めていきたいと考えておるところでございます。

というように口では言っているんですが、これ大変難しい作業でございまして、これからの予算編成ではかなり苦勞するだろうと思います。ただ一方で、市民の暮らしを守るという本質に集中できることができる。あるいは、職員の働き方改革を促進するという意味ではチャンスだというふうにお考えしておりますので、前向きな姿勢で進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、6点目の道路維持費を含む建設事業費の確保についてということでの御尋ねです。

この建設事業費の確保につきましては、令和7年度予算におきまして、単独事業費を前年度と同等水準ということで確保いたしました。令和8年度予算におきましても、必要額を確保できるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

国や県の補助事業につきましては、これは公共事業全体の予算総額に左右されますので、これまでも国・県への要望の中で総額の確保を強く訴えてまいりました。その一環としてガソリン暫定税率の廃止議論に際しても、地方財政に影響が及ばないように、全国市長会を通じまして強く主張してきたところであります。

また、国において本年6月に閣議決定されました国土強靱化実施中期計画、ここで5年間で20兆円強という事業計画が示されたわけでありますが、これは全国の首長が一体となって強く声を上げてきた成果であるというふうに見受けられておまして、今後はこの計画が確実に実行されるよう、今後も継続して訴えてまいりたいと考えております。

一方で、県事業でありますけれども、財政状況が非常に厳しいと承知をいたしております。この主な要因は、これまでの県政における県債の過度な発行、これが原因である。そして、その償還の繰延べを行ったことだというふうに見受けられておまして、この状況を克服するのは容易ではないというふうに見ております。となりますと、市内における県の事業にも一定の影響が及ぶことは避けられないというふうに見ております。知事からは、できる限り外部財源を活用して、国の補助事業を優先する方針が示されておることでありまして、こうした方針を踏まえながら、市内の県事業が着実に進むように、今後も強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部次長 上畑浩司 登壇〕

□総務部次長（上畑浩司）

私からは、御質問の2点目のうち、人件費が予算に与える影響についてお答えいたします。まず、職員給与に対し普通交付税がどの程度措置されているかについてですが、これは国が毎年作成する地方財政計画にどのように見込まれているかが重要となります。昨年、令和6年度の地方財政計画では、給与会計等に要する地方財源として約3,000億円が盛り込まれ、さらに国の補正予算により消費税など交付税法定率分の上振れを財源として約4,000億円が追加されました。これを飛騨市に当てはめて試算しますと、約1億2,500万円が交付税措置されたと考えられまして、令和6年度人事院勧告に基づく人件費の増額分とおおむね一致しております。

続いて今年度、令和7年度の地方財政計画では、人事院勧告に伴う給与改定に備え、全体で約1兆円の財源が確保されました。これを飛騨市に置き換えて試算しますと、約1億7,800万円が交付税措置されていると見込まれます。今回の人事院勧告に基づき当市が試算した人件費上昇分は約1億8,000万円であり、ほぼ同額が措置されていることから、今後の人件費補正に備えるため、本議会において同額を財政調整基金に積み立てることといたしました。

このように、近年の人件費上昇分は普通交付税でおおむね措置されていると考えられます。来年、令和8年度の総務省による地方交付税概算要求からも同様の傾向が見受けられますが、現段

階では確実に配分されるかどうかは不透明です。人件費は本市予算の約17%を占めており、その上昇は予算編成に大きな影響を与えます。仮に普通交付税で措置されない場合には、1億円から2億円の経費削減など歳出改革を進める必要が生じます。そうしたことのないよう、今後も全国市長会等を通じて、地方財源の確実な確保を国に求めてまいります。あわせて、事務の簡素化や効率化を進め、人件費抑制を含む行財政改革にも取り組んでまいります。

〔総務部次長 上畑浩司 着席〕

◎議長（澤史朗）

正午を過ぎましたが、このまま会議を続けます。

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、2点目後半の市内企業等における賃上げの状況についてお答えいたします。今回の最低賃金引上げに関しまして、市として直接の調査は実施しておりませんが、直近の令和7年4月に実施いたしました景気動向調査によりますと、回答企業の約4割が賃上げによる人件費の上昇を報告しておりまして、市内企業において一定の賃上げが進んでいるものと認識しております。一方で、最低賃金の引上げによる影響が大きいパート従業員につきましては、扶養控除の範囲内で働かされている方の労働時間が減少し、その結果、人手不足を招くおそれがあるとの回答もございました。こうした状況を踏まえまして、市といたしましては、省力化を図るため、DX導入促進補助金などを活用いただけるよう支援を進めてまいりたいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、3点目の特定地域づくり事業協同組合制度についてお答えをいたします。本制度は、議員御指摘のとおり、複数の事業者が協同組合を設立し、地域外から人材を雇用して各事業所に派遣する仕組みでありまして、地域の担い手不足に対応するため、令和2年に国が創設した制度でございます。

具体的なイメージといたしましては、例えば都会に住む若者が、安定した仕事があるなら地域に移住したいと考えた際、事業協同組合に登録することで、年間を通じて農業・観光・製造業など複数の職種を組み合わせたマルチワークに従事できるというものでございます。安定した雇用環境を提供できるほか、地域住民との幅広い交流を通じて定住につながる点も期待をされております。

一方で、導入に当たっては大きな課題がございます。第1に、組合を運営するためには、組合員である事業者をまとめ、給与支払いや労務管理を担う事務局の運営母体が必要ですがけれども、過去の検討においては、市内に知見や財政基盤を備えた主体は見つかっておりません。

第2に、組合の認定基準として、労働者10名以下の場合で1,000万円程度の財政的基礎を有するとともに、安定した事業運営が可能となる経理的・技術的基準を満たす必要がございます。また、

組合運営費の半分は国費を含む市の財政支援で賄えますけれども、残りは主に派遣収入に依存するため、地域内での需要と信用の確保に加え、既存のシルバー人材センター等との役割分担も課題となってまいります。

第3に、持続的に希望者と事業者をマッチングする仕組みや、安定した資金確保が求められる点も大きな障壁となっております。

このように、一見すると導入しやすい制度に見えますけれども、実際には地域密着型の人材派遣業を立ち上げるのに等しく、そのハードルは極めて高いと認識をしております。そのため、市内には一定のニーズが見込まれるものの、運営主体となる組織や人材の確保が困難であり、これまで何度も検討してまいりましたが、現状では活用に至っていないのが実情でございます。しかし、地域経済における人材不足は本市にとって喫緊の課題であることに変わりはありません。市といたしましては、本制度に限らず、地域おこし協力隊や関係人口の拡大、さらには地元高校や新たに開学する大学との連携など、地域の実情に応じた多様な人材確保の取組を総合的に進めてまいりたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、4点目の市有林の活用についてお答えします。これまで本市では主に間伐を中心に施業を行ってまいりましたが、近年では主伐への転換が求められる森林が増えてきております。しかしながら、施業に当たっては人的・財政的な制約に加え、伐採後の再造林やその管理体制といった課題も抱えており、慎重な対応が必要であると認識しております。

また、市有林は木材生産といった経済的な側面だけでなく、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など、公益的機能の発揮も重要な役割を担っています。こうした機能を損なうことなく、バランスの取れた森林経営を行うことも必要です。

そのため現在、職員の業務負担を軽減しつつ、森林資源を適切に活用する方法として、立木の売払いの導入や、長期的な視点に立った市有林の委託管理などについて検討を進めているところです。

あわせて、市有林の今後の在り方や、山林が果たす公共的役割、収益性、そして公益的機能の維持と発揮の方法についても総合的に整理し、将来の方針を議論していく必要があると考えております。引き続き、持続可能な森林経営を目指し、森林資源の有効活用と公益的機能の両立に取り組んでまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 洞口廣之 登壇〕

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

それでは、5点目の鉄道資産の今後に関する御質問にお答えをいたします。まず、今回の補正

予算に計上しております工事につきましては、現在、線路上に堆積している土砂等の撤去・処分と、多段積みかごマットによる土留工を主な内容としております。これらの土砂や崩壊した擁壁等の廃材は産業廃棄物に該当するため、そのまま放置することはできません。さらに、崩落箇所が広がれば、高原川への土砂流入や近隣にある送電線鉄塔への影響も懸念されます。今回の崩落は、雪解け水が擁壁裏に滞留し土圧が高まったことが原因と考えられることから、来春の融水期を見据え、この時期に最低限の応急措置を講じる必要があると判断いたしました。

次に、鉄道資産の保守管理に今後必要となる財源についてです。令和13年度までの中期計画では、落石対策工事や神岡橋梁のPCB除去工事、5年ごとのトンネル点検などを含め、総額約2億1,000万円を要すると試算しております。このうち、神岡橋梁のPCB除去工事に必要となる約1億円は鉄道資産整理基金の原資を充て、それ以外の経費については基金の運用益で賄う計画としております。なお、PCB廃棄物の処理については、現在、国においてPCB特措法の改正を見据えた検討が行われており、その結果によっては処分規制が緩和される可能性もございます。このため、国の動向を注視しつつ、実施時期につきましては改めて慎重に判断してまいります。

いずれにいたしましても、人件費や物価の高騰により、鉄道資産整理基金を活用して行える事業費は実質的に目減りしている状況です。さらに、当基金の昨年度末残高は15億1,000万円余りであり、決して十分な残高があるわけではありません。加えて、これに代わる財源を新たに生み出す余力も限られているのが実情です。こうした厳しい状況を踏まえつつ、ガッタンゴーを運営する特定非営利活動法人神岡・まちづくりネットワークとも協議を重ね、それぞれの役割分担を明確にしなが、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう取り組んでまいります。

〔神岡振興事務所長 洞口廣之 着席〕

○4番（水上雅廣）

すみません、それぞれ担当が分かれるような質問だったので申し訳なかった。どれからということないんですけど、今の鉄道資産の話ですけど、今、PCBの関係で、そこに原資を充てるという答弁をされました。ここの認識が、ちょっと私が思い違いをしておるのならあれですけど、15億円は将来にわたって整理、整備じゃなくて整理やと思っていた。結局、いつの時点とも分かりませんが、やっぱり老朽化したものをそのまま修繕しながら、あの全線をとというのは、さすがに本当にどうなのかという心配は、やっぱり正直ある。どちらかというとなら15億円というのは、将来に向けての撤去を前提にした基金の据置きじゃなかったかなって、そういうふうに思っております。その代わりに国債で運用したり、ふるさと納税で助けていただいたり、そういったものを原資にしてあの事業を推進したい、私はそういうふうに思っていました。

でも、今のお話を聞くと、原資も10億円は使えないにしても、たしか20年か30年の長期債務ですね、5億円は使ってもいいみたいな、なんかそんなニュアンスにも聞こえたりします。この辺は、やっぱりしっかりしておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

当該基金の処分目的につきましては、創設時は確かに整理に充てるという目的でございましたが、条例改正を行いまして、現在では維持管理にも充てられるというふうに改正をいたしております。

ます。そして、今回のPCBの除去工事に際しましては、ホームに架かる橋桁自体を撤去してPCBを除去するという工法を考えておりますので、そうした意味では、広い意味では撤去に当たるというふうにも考えております。いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、来年度実施できるかどうかはちょっと慎重に判断したいというふうに考えておりますが、基金の処分目的としては、そうした条例の規定に反するものではないというふうに捉えております。

○4番（水上雅廣）

さっき2億円とかっておっしゃいましたよね、将来にわたって。それ以外のことが出てきたときに、今の安全対策が本当に心配なんです。今の崩壊した現場、ああいったところが随所に出てくると、今の運営区間に本当に行政財産部分の中に出てきたりしたときに、本当にしっかり応えていけるのかなということがあったもんですから、その辺りをしっかりと調整をしていただくとか、NPOの皆さんとも話をさせていただいて、この間、お話もあったけれども、NPO側でしていただけることがあるのなら、その辺も含めてきちんと将来的な構想も考えていただきたいなというふうに思います。それがあそこを有効に活用していくための第一歩かなというふうに思いますから、このことだけは改めてお願いをしたいというふうに思います。

それから、企画部長が答弁いただきましたけども、今の事業の話ですけど、何でこれを質問したかという、河合とか宮川のこの課題解決とあって思ったときに、今もちょっと触れられましたけど、いろんな問題が出ている。先ほど、タクシーの話もありました、運転事業者。運転手の不足だとか。そういったことが何とかできんのかなと、いろんなものを組み合わせながら、本当にいいバランスで何か1つ事業体ができんかなと、そんなことをずっと思っておる中で、この事業がぼんと出てきたもんですから、これはそういう狭い範囲の話でなくて、飛騨市の中でできれば、こういったものも将来的に活用していければいいなと。今はおっしゃったようにデメリットというのが相当あるな、デメリットというか、難しいところが、相当厳しいところがあるというふうには承知をいたしました。ただ、コンパクトにというか、人を移住も含めて増やししながら雇用も増やしていこうと思うと、こうしたこともやっぱりどこかでは相談をされてもいいのじゃないかなというふうに思います。そのことだけお願いをしたいと思います。

山についてですけども、受託とおっしゃいましたか。もう一度、ちょっと答弁を。さっき受託も何とかかんとかって、ちょっと聞きもらしたんでもう一回お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

委託でございます。管理の委託でございます。

○4番（水上雅廣）

ありがとうございます。何とか生かせるものは生かしてもらいたいし、やっぱり施業するということは、守っていくためにも必要だと思いますし、市民の財産の話ですから、そう勝手にどうよこうよとは言えないところでもあるかもしれませんけども、やっぱり資産運用と全体の環境、水源涵養であったり、防災であったり、そうした観点も含めて考えていただきたいなというふうに思います。

市長からは厳しいお話をさんざん伺いましたので、そうは言いながら、顔はにこにこしていら

っしゃるんで、何とかしてもらえらるんだらうなど。そういう期待を含めてですよ、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で4番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時20分といたします。

（ 休憩 午後0時19分 再開 午後1時20分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

早速ですが質問いたします。まず初めに、水源地域の保全について質問をいたします。

岐阜県水源地域保全条例に指定されている地域の保全について。外国資本などによる森林買収を含む売買の把握について。土地の適正利用に対する考え方について。指定水源地域以外の水源地の保全の現状についての4点をお尋ねいたします。

近年、全国各地で外国の法人や個人による土地の取得が進んでいるといったニュースが増えており、特に北海道の広大な土地や水源地、長野県や九州などの自然の豊かな山林、京都や東京といった都市部でもホテルやマンション、商業施設など購入が急増しています。日本では外国人や外国資本による土地取得に対し実効的な禁止や規制がありません。日本国籍を持たなくても、日本国内の土地を購入できますし、登記には国籍の記載義務はなく、法人の名義であればほとんど把握はできません。

そのため、国では2021年に重要土地等調査法が公布され、安全保障上重要な施設、これは自衛隊施設や原子力発電所などの周辺土地や、国境、離島周辺の土地利用を規制、調査ができるようになりました。しかし、利用規制や事前届出の義務の強化であり、取得を禁止するものではありません。多くの市町村では土地の取引を事前に把握することや、許可制にする法的な権限はなく、国の範囲内でしか動くことはできないのが現状です。

岐阜県では豊かな森林に恵まれ、水資源にも大変恵まれているため、土地の売買が水源としての山林を含め保全への影響が大きいと心配をされます。そのため平成25年に、岐阜県水源地域保全条例が制定され、水源地域の保全に関し基本理念を定め、関係者の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項及び水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置などを定めることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とされて

います。指定された水源地域内の土地で売買、贈与、交換、地上権の設定などされる場合は、その契約の30日前までに県への事前の届出が必要です。令和3年には、水源地域内の土地が森林以外に利用されることも懸念される中、森林法に基づく許可が必要なものを除き、事前に把握することができなかつたため、水源地域内における開発行為を行おうとする60日前までに事前届出を義務化するなどの条例改正がされました。飛騨市にも水源地域に指定されている地域があります。森林も含め地域保全について質問をいたします。

1つ目には、岐阜県水源地域保全条例に指定されている地域の保全についてを伺います。県は公共用に使用されている水源地及びその周辺区域で、水源の保全のために特に適正な土地利用を図る必要があると認める地域を水源地域として指定しています。指定に当たっては、市町村や岐阜県水源地域保全審議会の意見をまとめて指定されており、現在、飛騨市では神岡町、宮川町の計15か所があります。保全の対策など現状はどのようなものでしょうか。

2つ目は、外国資本などによる森林買収を含む売買の把握についてです。耕作放棄地の増加や山林の管理が難しい中、市町村レベルでは土地取引を事前に把握する権限がないため、取引が完了した後、初めて知るケースが多く、対処できないことが多いようです。住民の暮らしの安全を守るためにも、固定資産税や登記の情報の強化が求められます。所有者の把握や現状をお尋ねいたします。

3つ目は、土地の適正利用に対する考え方はどのようなものでしょうか。土地をどのように生かし守っていくのか。昔から大切に守られてきた土地であり、そこには地域の自然や文化、歴史というかけがえのないものが詰まっています。誰に渡り、どのように使用されるのか。現在、社会問題となっているのはそこではないでしょうか。市のお考えや対策をお尋ねいたします。

4つ目、指定水源地域以外の水源地の保全の現状は。岐阜県に指定されている地域以外の水源地の現状もどのようになっているのか。私たちの生活に欠かせない豊かな水を守り、土地を未来に残すためどのようにされていますか。それぞれ持ち主の事情もあると理解をしていますが、安全保障や持続可能な地域であるためにも、みんなで守り続ける意識が大切ではないでしょうか。保全の現状についてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

水源地域の保全について御質問をいただきました。まず、岐阜県水源地域保全条例に指定されている地域の保全についてお答えします。岐阜県は、公共用水源を守るため、平成25年に岐阜県水源地域保全条例を制定し、特に重要な地域を水源地域として指定しております。対象となるのは、公共の水道事業に利用される河川やダム湖などの表流水で、その機能維持に必要な周辺区域を含みます。地下水や小規模な湧水は、原則として指定の対象外です。

飛騨市では、神岡町及び宮川町の15か所が水道水源として表流水を利用していることから指定されております。一方、古川町と河合町は地下水や湧水を主に利用しており、指定対象には含まれていません。

保全対策として、指定地域では土地売買や贈与について30日前までの県への届出が義務づけら

れ、また開発行為も60日前までの事前届出が必要です。県はこれを確認し、必要に応じて中止や変更を求めることができ、違反時には指導や勧告を行える仕組みとなっております。市といたしましても県と情報を共有し、不適切な土地利用の兆候が見られた場合には速やかに伝えるなど、森林の保全と水源の安定確保に努めてまいります。

次に、外国資本等による森林買収を含む売買の把握についてお答えします。近年、全国的に外国資本による森林や水源地の取得が報道され、水源保全への影響が懸念されております。飛騨市においても、こうした取引が行わないか注視することは重要であると認識しております。

しかしながら、土地の取引については法制度上、市が契約前の段階で直接把握することはできず、契約成立後に登記などを通じて初めて情報が動く仕組みとなっております。このため、市が独自に全ての取引を事前に把握することは難しい状況です。

一方で、固定資産税課税事務において登記簿を通じて新たな所有者を確認できるほか、森林法に基づく所有権移転の届出や、県条例による土地取引の事前届出を通じて、一定の情報を得ることが可能です。今後も、こうした情報を的確に活用しながら、水道水源をはじめとした地域の保全に影響を及ぼすことのないよう努めてまいります。

3点目の土地の適正利用についてお答えします。土地は農業や林業の基盤であるとともに、森林や農地を通じて水を蓄え、浄化し、緩やかに流す水源涵養機能を担っています。この機能が完全に保たれることにより、水道水源や農業用水が安定的に確保されます。市といたしましては、今後も水源地保全の観点を重視し、森林や農地が持つ涵養機能を損なうことのない土地利用を進めてまいります。

4点目の、指定水源地域以外の水源地の保全の状況についてお答えします。指定水源地域は、主として表流水の取水点とその上流域が対象であり、古川町や河合町で主に利用している地下水や湧水は条例の対象外です。しかしながら、地下水や湧水も市民生活に欠かせない大切な水源であり、その保全の重要性は変わりません。

このため市では、地下水の実態把握を進めるため、令和5年度から岐阜大学の水文学の専門家に依頼し、古川盆地の地下水涵養性について調査を行っています。調査では、季節や農作業の時期と地下水位の変化を複数の井戸で観測しており、その結果、幾つかの特徴が明らかになってきています。

まず、水田のかんがいが始まる時期には、降水量が少ないにもかかわらず地下水位の上昇が確認され、水田からの浸透が地下水涵養に寄与していることが示されています。一方で、収穫前の落水期には、降水量が多くても地下水位は低下傾向を示し、かんがい水の停止が地下水位に影響していることがうかがえます。さらに、冬季には消雪のための取水によって地下水位が急激に低下しますが、その後は速やかに回復しており、このことから森林に降った雨や雪が古川盆地に至るまで安定的に存在し、地下水を継続的に補っていると推察されます。

すなわち、森林と水田が互いに支え合いながら地下水涵養機能を維持していることが、観測結果から示されつつあります。市としましては、県条例による指定地域に限らず、森林や水田を含む多様な水源を貴重な資源と捉え、こうした調査で得られる科学的根拠を基に、地下水などの持続的な利用と適切な保全を進めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○3番（小笠原美保子）

ちょっと確認をさせていただきます。一番初めのところなんですけども、やっぱり県の届けなので、県で把握している話であるんですけども、その売買のときに市で共有もできるって、先ほどちょっとおっしゃったと思うんですが、今まで地域保全のその地域ですよ、そのところが例えば森林であるとか、土地の売買とか、所有者の把握というのは今現在どういう状況なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

所有者には、例えば所有権移転等については、普通は税務課のみとか関係部署になるんですが、私ども、森林のほうになりますので、そういった開発行為ですね、どちらかというところのほうですね、森林を例えば伐採するとか、そこについてはこちらのほうに届けが出てきますので、そちらのほうを把握しております。

○3番（小笠原美保子）

なかなか難しい話だと思うんで、私もちょっと突っ込んだことは聞きませんが、一番心配しているのが、午前中にも質問に山林関係は出てきたと思うんですが、所有者がやっぱりなかなか手が回らなくて管理が不全のところがあるのかなって思っているんですが、そのところで、例えば環境保全というものが大事ではあるとは思っています。水源のところなんかは特にほったらかしにされていて土砂災害が起きたりとか、水のところの大事な本のところの影響があるのではないかなと思うんですが、例えば今、所有者の方にその保全の部分がきちんとできているかっていうのは、確認とか働きかけというのはされているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

水というのは、議員御指摘のとおり循環するものです。なので、土地の中で森とか水田とか、この町場も含めて、どう循環するかということを私どもは認識するというのが、まず必要だと思っています。その上で、例えば水田、今回、前川議員の質問でもお答えしたんですが、例えば森林であれば、そこを整備というか保全していかないと、結局、水には影響してくるということになります。例えば、神岡町ですと表流水になりますので、どちらかというところ降った雨とか雪が解けて流れてくる。あるいは、河合では湧水を使っていますけれども、そこは一旦、地下に浸透したものが湧き出てくる。古川町のほうの古川盆地に至っては、帯水層と呼ばれる盆地の中の礫ですね、今そこを可視化しようとしていますけれども、そこに一回、要は見えないところですね、そこに入ったものを要はポンプアップして、高野の辺りなんですけど、それから下ろしていくと、こういう循環するということが必要なんですけれども。

つまり、そこを農林業のところ担当しているところが多いということです。なので、例えば水田が耕作放棄地になれば、当然その水を運ぶ水路に土砂がたまったりしますので、そういったところは例えばいろんな事業がありますけれども、例えば中山間地直接支払とか、農地水の国の事業を使ったりですとか、当然、地元の方の御協力を得て、そういった政策を重ねて面な

り点で守っていくというようなことが重要であるかというふうに考えております。

○3番（小笠原美保子）

はい、循環ですね。ありがとうございます。水の話、私は水源地は難しいと思うんですけども、やっぱり結局、何が一番大事なのかって思ったら、みんなが蛇口をひねって、普通に水が出てくるっていう、その大事なシステムのところが心配なく使えるというのが、大事なんだと思っているんですけども、古川は地下水って先ほどおっしゃったんですが、やっぱり冬になると消雪で皆さん使われるので減るっておっしゃったんですけども、でもこれ、また田植の頃には上昇してくるかってお話がありましたけど、少なくなったり、減ったりとかというのを繰り返して、なかなか一定という感じではないのかと思うんですが。

消雪の話をちょっとさせてもらいたいんですけど、実は私のうちの前は消雪がないんですね。自分の手でかかなきゃならなくて。お嫁に来てからもうかれこれ40年近く、ずっと消雪をつけてほしいというのは区で上がっている話だというのは伺っています。そのたびに、やっぱり水がないって言われるっていう話だったんですよ。普通に考えてその前後、うちの道を挟んで前後の道はみんな、どんな細い道にも消雪がついていて水が流れているんですけども、それを見ていると、水が足りないってどうしてって思うんですよね、たったそんだけのところにつかないというのが。その地下水っていうものの低下するとか、増えるとかというそのレベルが私には分からないんですが、例えば道1本に消雪つけて、本当に足りなくなるほど切羽詰まっている状態なのかとか、そういったところは どうやって把握していらっしゃるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

市内の道路消雪のことについてお尋ねでしたので、私からお答えさせていただきますが、特に古川町の市街地につきましては、消雪の井戸がかなり込み入った状態で設置してあります。これまでも消雪の井戸が動く場合は、同時に全ての井戸が動きますので、古川町市街地、こちら右岸側でポンプが同時に動きますと、左岸側にある上水道の水源地の水位まで下がるぐらいの影響がございます。また、消雪の井戸が同時に動いた場合に、100メートル以内にも幾つか固まってあるところもございまして、それぞれが干渉し合って、水量の少ないところは途中で水が止まってしまうとか、そういう状況も見られております。こういうのを過去に何度も調査をいたしまして、現在は全ての井戸が干渉し合う状況だということが分かっておりますので、あまり路線を増やして消雪の路線を増やすことが難しい状態であるということが分かっておりますので、様々な地区から要望もございますが、そのようなことをお答えして、御理解をいただいておりますのでございます。

○3番（小笠原美保子）

大体想像していた内容です。ありがとうございます。水源の保全の中で、きれいな水を保つというのは、河川の汚染の話とかも出てくるとは思うんですけども、汚さないように川のごみを拾いましょうとか、減らしましょうとか、排水の問題とかもいろいろあると思うんですけども、そこら辺の考え方っていうのは、ちょっと大きな話になってくるんですけども、どういうふうに。

今年度の予算のところでプラスチック肥料が汚染の問題に関わっているという話を聞いたん

ですが、私、その話をちょっとずっと考えていて、今の川の話で。確かに田んぼで全部使っていて、それがもう何十年も使い続けていたりしたらすごい量になるだろうなというのを思ったんですが、そこをところを実証実験されるという話なんですけども、例えば今、目に見えてどういうふう被害が出ているのか、実証実験されながらどういう方向へ向かっていくのかというのは、ちょっと教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員御指摘のとおり、水源というとやっぱり量的な問題ですよね、量の確保。一方で、水は循環するわけなんで、様々なものを運ぶということになります。栄養価の高い例えば腐葉土層のいろんなものを運んだりだとか、逆に言うと人間が今のプラスチックみたいなものも、結局は水が運ぶということなので、水質の問題というのでも考えていかなきゃならないということです。

私どもが今年度から始めた一例で、実は水田の、要は水稻に使う肥料が合理的にやるために、1回まけば済むというものがプラスチックでコーティングされたものが使われていることが多いということです。それも生産者自身がそれを知らないで使っていて、後から出てくるこのプラスチックの殻は何だっという問合せも今年度ありました。そこが課題だと思っていまして、それで、じゃあそれを替えようという話になると、プラスチック肥料のほう割れながらだんだん肥料が溶けていきますので、収量が順調に取れるんですけども、別のプラスチックコーティングしてない、今、硫黄というものでコーティングする肥料を考えているので、それだと収量が落ちるんじゃないかということが懸念されることもありましたので、そこが同等かどうかというのを今年度実証をしているということがございます。

プラスチックは砕けたら砕けるほど、つまりマイクロ化しますので、今の最新の研究ではもう人体まで入ってくるところまで上げられています。使ったら回収のしようが、極端に言うと難しいですね。なので、そういったことで特に水田というのは面的に大量に使いますので、そこを今、飛騨市と、それからJAひだと肥料メーカーで連携協定を結んで実証を進めているということです。もちろん水源に係ることなので、今、高山市と下呂市と、それから白川村のほうと、県、それからJA等にもお声かけとして、これは水源として広げていくということで、今、検討を進めているところでございます。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございます。本当に必須の話になってくるのかなと思って伺ったんですけども、確かにオーガニックとか言ってる時代に、それを使い続けるのはいかがかなとは、手間がかかるっついでいえばそれまでかもしれませんけども、大事なことかなと思って伺いました。おっしゃるとおり、やっぱり飛騨市だけで取り組むとかっていうのではなくて、川にしたって、山にしたって、全てつながっていますので、飛騨地域で取り組んでいただかなきゃいけないという話にはなるんですけども、今のその肥料だけではなくて、ほかのことで一緒に連携してやっているというのがあるのならば、ちょっと今この場で教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今の広域でもプラスチックのことについても、まだ事務方レベルというか、そこで進めているところなんですけれども、じゃあ何でという話なんですけど、当然、環境に負荷をかけないということは、まず大事なことです。プラス、今、飛騨エリアですね、JAひだ管内、高山、下呂、白川村も含めて、そのブランド化をどう進めるかという中で、今までは飛騨の米はおいしいというところだったものを、やはり環境に負荷をかけないという、その環境的な価値ですね、それも併せて消費者に共感いただくということができないかということで、ここもまだ事務方なんですけど、今、近隣の市と村と協議を進めているところでございます。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございます。全て環境問題に関わってくる話だと思うので、また今後も私も勉強させていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次は、道徳教育について質問いたします。現在の道徳教育はどのように行われているのか、どのような課題があるのか、偉人教育の現状について、家庭における道徳教育や読書活動の推進についての4点をお尋ねいたします。

文部科学省のホームページには、道徳教育は児童生徒が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするものと明記されており、道徳が教科化に至った背景は幾つかありますが、いじめの防止に向け大変重要であるとして平成30年度から、特別の教科道徳と位置づけ実施され、答えが1つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合い、考え、議論する道徳へと質的な転換を図っているとあります。

子供たちが人としての生き方を学び、幅広い知識と教養を身につけ、他者と協力しながら自立した人間として社会に巣立つための基盤を身につけることは、学校教育の目的です。児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境が今後ますます厳しさを増し、様々な問題が生じる中で、子供たちが困難を乗り越えながら、周りの方々と共に生きていく力をつけていくために、道徳教育は重要性を増していくのではないのでしょうか。道徳教育の在り方や現状を質問いたします。

1つ目、現在の道徳教育はどのように行われているのでしょうか。特別の教科道徳とはどのようなものなのでしょうか。文部科学省の学習指導要領には4つの視点から大きく分けられ指導を行うように示されています。

まず、主として自分自身に関する事、これは人として行ってよいことや、うそをついたりごまかしたりしないと徹底して身につけていくべきことです。次に、主として他の人との関わりに関する事。これは身近にいる人に親切にすることや、よい言葉遣いなどに心がけ、人々に感謝をすることです。そして、主として集団や社会との関わりに関する事として、約束や決まりを守る、みんなのために働く、我が国や郷土の文化と生活に親しみ愛着を持つこと。もう一つ、主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事。生きることのすばらしさを知り、命を大切にすること。とても分かりやすく丁寧に示されており、保護者や我々大人にも必要なことが書かれています。授業としてどのように取り組まれているのかを、現状をお尋ねいたします。

2つ目は、どのような課題があるのかをお尋ねいたします。授業の教科である以上、評価を伴うことの難しさは指導者である教師の判断基準など、他の教科のようにはっきりと目に見えるものではないため厳しいように感じます。相次ぐ教員の性暴力など不祥事が明らかになり世の中を

騒がせていますが、教師の道德教育も課題ではないでしょうか。相応の研修を行うなども必要ですが、教員自身が道徳的に生きるように努力する姿勢を子供たちに見せていくことも大切ではないでしょうか。道德教育の課題はどのようなものでしょうか。

3つ目は、偉人教育の現状について。ふだんの道徳的な考え方が行いにつながります。歴史上の偉人も決して物語ではなく、その時代に努力し、世のため人のために頑張って生きた姿が多くの人に感動を与え、自分も同じように生きていきたいという指針となるのだと思います。また尊敬できる人物が、私たちと同じ地域の出身であれば、なおさら身近な目標になるのではないのでしょうか。例えば命のビザを発給した杉原千畝など、誰もが尊敬するような方が岐阜県の出身だということで誇らしい気持ちを持つと思います。それが郷土を愛する心となり、毅然とした態度の人道主義を貫いた姿は、今、力を入れている平和教育にも欠かせない精神性ではないのでしょうか。偉人教育の取組の現状をお尋ねいたします。

4つ目に、家庭における道德教育や読書活動の推進についてです。学校では集団生活での学びが主となり、本来は保護者と共に家庭の中で生活をしながら様々なことを身につけていくものだと思います。家族で触れ合い、互いに慈しむ中で多くのことを学び、豊かな心が育まれていくのではないのでしょうか。近頃は忙しい大人が多く、スマホやパソコンに子守を頼ってしまうことは理解ができます。デジタル化が家庭にも進む中、童話や昔話などを大人が読み聞かせたり、自分で読書をするといったことは、豊かな心を育むためにも大切な時間となるでしょう。子供向けの書籍は、正直な人はきちんと報われる、意地悪をされた子の心の痛みや善悪とは何かなどが、自分のこととして受け止められるよう、教訓やメッセージが込められています。自分とは違った考え方や異なる環境を知り、なぜこの人は自分と考えが違うのかななどを深く見詰めることができる子供は大きく視野が広がり、家庭や地域、集団生活においても伸び伸びと育っていけると思います。思いやりの心や自分を律することのできる強さは、そこから始まるのではないのでしょうか。家庭における道德教育、読書の推進についてのお考えをお聞かせください。お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

まず、現在の道德教育についてお答えいたします。道德教育は道德の授業を行う特別の教科道德を要として、各教科、特別活動、学校の教育活動全体を通じて行われるものです。要となる特別の教科道德は、年間35時間実施されます。指導に当たりましては、児童生徒が自身の内面を見詰め、他者との関係性や社会における役割、さらには生命や自然への畏敬の念を育むことができるよう、教師が一方向的に価値観を押しつけるのではなく、児童生徒が自ら考え議論することを通して考えを深める授業を展開しております。

教材は、主に教科書を用い、物語、歴史上の出来事、身近な生活の事例などから、登場人物はどう思ったのか、もし自分だったらどうするのか、なぜそう考えるのかと問いかけ、子供たちは自分の考えを話し合います。1つの答えを探すのではなく、多様な価値観があることを前提に、様々な立場や考え方を話し合い、自分の考えが揺れたり変わったりしながら考えを広げ、深めていきます。その中で、子供たちは自分の考えを整理し、自分はこうありたい、こう行動したいと

気づきを持ちます。授業の終末には、ノートやワークシートに学んだことや自分の考えの変化をまとめていきます。教師は子供の発言や記録から、価値の広がり・深まりを見取り、評価していきます。さらには、授業で学び、道徳的価値を意識し、適切な行動につなげることができた、そういった具体的場面を教師が価値づけたり、仲間同士で認め合ったりすることで、道徳的実践力を高めています。教育委員会といたしましては、今後とも指導方法の工夫・改善や教員の研修の充実を図り、道徳教育の一層の充実に努めてまいります。

2点目、課題についてお答えいたします。議員がお話されたとおり、特別の教科道徳は、他の教科のように評価することはできません。数値による評定を行わず、児童生徒の内面の成長や考えの深まりを記述式で示しています。しかし、道徳性とは、道徳的判断力、心情、実践意欲、態度といった内面的な資質であるため、それが養われたか否かは安易に判断できるものではありません。そのため、教師は1時間の授業での発言や振り返りの記録だけでなく、年間を通して日常の行動観察も行っています。このように多面的に児童生徒の道徳的実践力の高まりや考え方の広がり・深まりを把握し、評価するよう努めております。

次に、御指摘のとおり教育活動はその内容のみならず、指導に当たる教師自身の人間性や行動が児童生徒に与える影響は大きいものと考えております。教師自身が法令を遵守し、誠実で公正な態度を持って児童生徒に接し、社会の模範となることが不可欠であります。教育委員会といたしましては、道徳教育の充実のため、指導方法や適切な評価の充実に努めるとともに、教員の服務規律や倫理観の徹底を図ります。さらに、教員一人一人が自らの生き方を省み、子供たちの前で胸を張って教育実践ができるよう、研修の充実にも引き続き取り組んでまいります。

他の課題としましては、道徳教育は決して学校内で完結するものではないということです。飛騨市学園構想において重点としている、地域に出て様々な人たちとの関わりの中で、道徳的実践力が育まれるものと考えております。今後も学んだことを地域・社会で発揮する取組を推進してまいります。

次に、偉人教育の現状についてお答えします。児童生徒が、先人の生き方や功績を学び、その中に込められた価値や判断を考えることは、道徳性を育む上で大変意義深いものと認識しております。各学校で使用されている道徳の教科書にも人物資料が多く掲載されております。例えば、小学校6年生では「六千人の命を救った決断―杉原千畝―」、5年生では「みんなと一緒に前へ前へ―池江璃花子―」、中学校2年生では「ヒト・iPS細胞を求めて―山中伸弥―」など、歴史上の人物や現在も活躍を続ける様々な人物の生き方が題材とされており、授業が実践されております。これらの授業では、命の尊さ、平和の大切さ、努力と強い意志など、多様な価値を児童生徒が自ら考え、対話を通して理解を深めております。

お話しいただいたとおり、身近な地域の出身者を題材とすることは、郷土への誇りを育み、ひいては地域社会や国、さらには国際社会への関心を高めるきっかけとなります。特に杉原千畝氏のように、人道的立場から勇気ある決断を下した人物の生き方を学ぶことは、平和教育や人権尊重の観点からも大変意義深いものと考えております。教育委員会といたしましては、人々の多様な生き方に関する教材を効果的に取り入れることにより、児童生徒が自らの生き方を見詰め直すとともに、地域や世界に貢献しようとする態度を養うことを大切にしていきたいと考えています。今後も、児童生徒にとって身近で意義深い題材の活用を推進し、道徳教育の推進の充実

を図ってまいります。

最後に、家庭における道德教育や読書活動の推進についてお答えします。児童生徒が健やかに成長していく上で、学校での学びとともに、家庭における日常の関わりが極めて重要であることは、教育の基本であると認識しております。市内でもPTAの家庭教育学級の取組として、「夏休みお手伝い大作戦」という実践例があります。食事の配膳、洗濯を畳む、風呂掃除、食器洗いなど、夏休み前に親子で取り組む内容を話し合い、一緒に取り組みます。ありがとうを伝え合うことで、子供たちは、自分のことが好き、自分もいいところがあると自己肯定感を高めるきっかけとなっています。今後も、子供と一緒に楽しみ喜び合う取組を家庭でも大切にさせていただき、学校だよりや保護者の研修の場で啓発してまいります。

読書活動に関わっては、童話や昔話、伝記などには、思いやりや勇気、正義、自律心など、人として大切にしたい価値が込められており、これらを親子で読み聞かせ、自ら繰り返し読んだりすることは、情緒の安定を図り道徳性を高めることにつながります。市内の学校におきましては、日常的な学校図書館の利用はもちろんのこと、ボランティアの方やPTAの方の御協力により、朝の読み聞かせの活動が行われております。子供は絵本や紙芝居などのお話を聞くことが大好きで、各自の読書に対する意欲関心も高めています。このような機会を通して、人の喜びや心の痛み、悲しみが分かり、思いやりがある優しい心を育てています。教育委員会といたしましては、今後も児童生徒が本に親しむ環境を整えるとともに、家庭での読み聞かせや読書の習慣づくりについて、引き続き学校・家庭・地域が連携し、推進してまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○3番（小笠原美保子）

はい、ありがとうございました。順番にまた確認をさせていただきます。

一番初めの道德教育の現状のところですけれども、やっぱり前々から充実しているなというのはちょっと感じてはいたんですが、やっぱり充実しているなと思います。最近の傾向というか、そういう方針なのだとは思いますが、自発的に動ける子供を増やすというか、何でもやっぱり自分で考えて、自分で行動するっていうことがすごく主になっているっていう感覚なんですけれども、例えば、自分で考えて行動する教育ってもちろん大事だし、これからたくましく生きていかなきゃいけないので必要なんですけども、低学年、本当に1年生になったばかりの子供とか、自分で判断できない内向的な子であるとか、それぞれあると思うんです。やっぱりその基礎の部分、判断するための基礎の部分、いいところ、悪いところであるとか、こういうときには、こうやって人の気持ちをまず考えましょうとかっていう基本的なところっていうのは、やっぱりある程度身につけてから、自分で考えて行動するっていう行動に移るのかなって思うんですよ。土台がないのに、うちは建たないようなもので、まず土台づくりというのはどういうふうにしていらっしゃるのか、そこを教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

土台づくりということなんですけれども、繰り返しになりますが、まず道德教育の要としては、特別な教科道德の授業の中で、そういった土台づくりも進めていきます。例えば、こちら教科書に、

これは低学年ですね、今のおっしゃった、小学校2年生の教材の中に、「およげないりすさん」というお話があります。池の真ん中に島があって、そこにリスさんも一緒に遊びに行きたいというんだけど泳げないんですね。初め、泳げるアヒルと亀が、自分たちだけで行っちゃうんですね。でも、遊んでいるんだけど何か楽しくないと。今度また別のときにリスさんを見て、そのもやもやした気持ちがある中で、じゃあリスさん、一緒に行こうかということのをいろいろと考える中で、亀が、リスさん、じゃあ一緒に行こうと言って、亀の甲羅にリスさんを乗せて一緒に行って、とても気持ちよく仲よく遊べたという、そういうお話なんですけど、これ1つ取ってみても、ただ単に教師が、仲よくしなさいとか、こうあるべきだというんじゃないで、こういった教材を通して、あ、あのとき自分もあの子のことを何か仲間外れにしそうになったなど、あ、僕も今度は亀さんみたいに、自分のできることを考えてやってみようかなとか、みんなで仲よく遊ぶとやっぱり気持ちいいなとか、そういうことを教材を通して自分で考え、自分のことを振り返って、どんどん道徳性を高めていくといった授業を積み上げていくわけですよ。

それとともに、こういった教材だけではなくて、当然、子供たちの日常ではいろんなトラブル、これからの子たちでするのでいろんなことがあります。それらの実際に起こった問題を、学校教師は丁寧に取り上げて、それぞれの気持ちを聞いて、それぞれの言い分を聞きながら、これからどうしていくといいのかということと一緒に考える中で道徳性を高める、そうやって基盤をつくっていくというふうに捉えております。

○3番（小笠原美保子）

丁寧にありがとうございます。多分、この場にいたみんなが勉強になったと思いますので、ありがとうございます。特別の教科道徳というふうに位置づけられましたけども、そのところで特別というと、何か本当に特別な感じがするんですが、平成30年からということで、現場の例えば学校であるとか、生徒であるとか、その始まってからこう変わってきたとか、実感としてあるものがあつたら、この場で教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

これまでも道徳の授業というのは、こういった資料を通して行われていた部分はあります。ただ、特別な教科 道徳というものになってから、より先ほどお話しあつたと思いますけれども、自分で考え判断する力をつける、そのためにそれぞれの価値観、思いを交流して、それらを話し合つて、何かこうあるべきというんじゃないで、自分で納得したところで今後の生活、生き方につなげていくということが、より鮮明に授業の実践の中でも、そして特別活動等の行事の中でも行われているということで、よりよい方向に向かっていると考えております。

○3番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ちょっと今伺っていて、ちらっと私、思ったんですけども、みんなが心優しく、思いやりを持って集団生活を送れたらとってもいいんですけども、やっぱりいじめのところで、私、再三、いつもお話をするんですが、そういったおうちの家庭環境のところがすごく大きいなというのを思っているんですけども、そういったときに道徳の評価って難しいと思うんですけども、身につけていただくために、例えば家庭のほうにも関わってくると思うんです

が、どうやって保護者のほうにはそこをお伝えしたりとか、共にやっていきましょうよというところ、そういう姿勢があるのか、ちょっと教えてください。（籠山議員「議長、議事進行。」と呼ぶ）

○13番（籠山恵美子）

今の質問を聞いていますと、私たち議員がやるべきなのは、教育の環境整備、条件整備でありまして、教育の内容に介入するということは禁じられています。今、お話を聞いていると、評価はどうするのかとか、そういう内容に入ってきてしまっているの、議長、これは一般質問にはふさわしくないと思います。

◎議長（澤史朗）

今、籠山議員から御意見をいただきました。その辺を踏まえて、答弁ができればお願いします。

□教育長（下出尚弘）

今、籠山議員のおっしゃったことも受けて、学校ではこういった形で豊かな心を育む、そして実践力を養う教育を行っているということで、御理解いただければということだと思います。また、家庭との連携、家庭教育についても生涯学習を中心に、より密に連携をしながら、子供の今の状況を捉えて、それを共有しながら進めていくことを考えております。

○3番（小笠原美保子）

2点目の、先生の資質のところを伺います。不祥事であるとか、不適切な対応がちょっと世間を騒がせておりますけれども。（籠山議員「議事進行。教員の資質とかそういうものになったら、教育の内容ですから、もうやめていただきたいと思います、この質問は。」と呼ぶ）先生の不祥事とか明らなみになったときは、どのような対応をされているのでしょうか。例えば不祥事であるとか、そこのところの基準というのがあるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

そういった不祥事等のことが報道された折、あるいはそういった問題が各地で起こった折には、国・県を通じて通知が参りまして、それを基にして、そういった不祥事がないための根絶のための、より教育委員会からの指導、そして研修を行っております。

○3番（小笠原美保子）

これで終わりにします。本当に道德っていうのは簡単な言葉では言えるものではないし、基準ってものが難しいというのは再三、先ほどから出ていらっしゃいますので、ここで論じるものでもないのかもしれませんが、人格形成というものに関しては、もう本当に私たちを含め、死ぬまで追い続けなきゃならない部分であると思います。特に子供時代というのは基礎づくりの大事な時期で、集団生活を身につけるための学校でもあるとは思っております。やっぱり豊かな心を育む、子供たちを育てるとするのは大人の責任でもあると思っておりますし、本当に飛騨市の子供たちが徳のある未来を開けていける子供に育てただけですように、お祈りをさせていただいて終わらせていただきます。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時20分といたします。

（ 休憩 午後2時15分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

14番、高原議員。

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので質問させていただきます。

少子高齢化は日本全国どこでもありますが、高齢化が進んでいる飛騨市と都市部では、そのマイナスの影響が出る速さは違ってきております。神岡町内で住民健診や健康診断や、そして病院での場で、今回、市民の心配事をたくさん聞くことができました。よく地方と都市部の格差を経済格差、医療格差と言われておりますが、私は初めの頃、医療格差は何とかせないかんって思っていたんですが、やはりいろいろ考えていると、経済格差もなくしていかないと医療格差もなくなると、両方とも克服することが大切であると思いました。適切な医療を受けられる環境をつくっていきましょうということで、今回、質問させていただきます。

市長の日常の動向を記したフェイスブックには、全国自治体病院協議会・全国市長会の地域医療確保対策会議・飛騨圏地域医療協議会設立の共同記者会見等の文言で、しっかりとこの適切な医療に向けられる環境づくりに対して向き合ってくれていることはよく分かっております。昨今の病院経営が非常に厳しい旨がメディアでもよく言われております。神岡では昔は改田医院とか、産婦人科系統もありましたし、いろんなところがあったんですが、工藤医院もありましたけれども、民間のクリニックが1つになってしまいました。そんなことで市民病院の存在はかなり重要視されており、皆さん本当に心配しておりました。けがや、例えばマムシなどにかまれたら、遠くまで行っている時間がないんじゃないか、どうしたらいいだろうかと、生死に関わるそんなことも言われました。人口減で入院患者も以前とは違ってきていますし、全国的に赤字経営となる要素ばかりがあるということが実情ではありますけれども、先ほども赤字削減というような言葉が公共交通のところでも言われていましたけど、赤字を削減していくことは大切ではありますが、単に赤字削減のためになくせなんていうことは言わないでほしいと願っているのが市民の声でした。

そこで、今後は医療費、保険料の値上げは覚悟しなければならないのか、富山大学病院の位置づけはいかなるものなのか、医師が少ないと言われてきていることへの認識はどのようなものである

のか、飛騨圏域地域医療協議会を立ち上げましたが、どのようにこれを生かしていくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

出された要望書には、診療報酬の改定もありましたが、2年ごとに改定されるのはできるだけ現状に見合ったものにしていくためには必要であります。それで、医療費の値上げになって、ひいて保険料の値上げも覚悟をしなければならないのだろうか、その辺はいかがでしょうか。

飛騨圏域地域医療協議会には、病院として富山大学病院が入っておりませんでしたけれど、飛騨市民病院と富山大学病院は密接な関係があると思います。その点はどのように捉えていけばよろしいのでしょうか。

3点目、医師が少ないと言われておりますが、本当にそうでしょうか。訴訟リスク等を考えて産婦人科になる人が少ないとかというような話も聞いたことがあります。いろいろな理由で専門が偏ってのことではないのでしょうか。本当に医師の数は少ないのでしょうか。よく美容外科医というのを聞きますけれども、そういったことの医師の数の少なさも根本的な原因を考えていかないと、なかなか難しく、結局、医師がいないということで行き詰まってしまうのではないのでしょうか。その点も話し合われるのでしょうか。

4番目、医療を取り巻く負の現状は、地方の我が市に限ったことではありません。日本国中、あちこちでの問題であって、国が関与してくれないと難しいと思います。国への要望には通常のやり方ではなくて、切羽詰まったことを理解してもらわなければなりません。どのように進めていくのか、ただ、飛騨圏域の協議会を立ち上げただけでは何の役にもなりません。実を取る会にしてほしいと思います。飛騨市のスタンスはどのようなものであるのでしょうか。国への要望ですが、今、与野党が本当に少数与党になっておりまして、今まで野党と言われていた国会議員の先生たちにも、しっかりとお話をし、理解を得て、国民みんなで向かっていくようにしていかないと、本当に駄目じゃないかなと、そんなことを思いました。

今回、本当にいろんなことを考えましたけれど、医師会の言っていること、こちらの言っていること、いろんなことを考えていくと、解決策はこれだなんて、そんな単純なものではありませんでした。しかし、諦めるわけにはいかないと、思って今回質問しました。そして、何よりも市民には分かりやすく説明してほしいと思いました。難しいんですね、診療報酬改定でこうなりましたとか、いろんなことを言われても。

そして、今日の読売新聞には診療報酬が保険者は1点10で、それで保険に入っていない人は30だったと。中国籍の人がその3倍を要求されて、それはいかがかというような問題が提訴されたと思っています。そんなことも医療費の改定と言われても、私たち市民は分からないこといっぱいなんです。ですから、それも分かりやすく説明して、どこが問題なのかとか、そういうことも言っていてほしいと思うんですがどうでしょうか、質問いたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

医療の問題につきましてのお尋ねでございます。4点とも私から御答弁申し上げます。

非常に難しいんですね、医療というのは。制度的に説明するのが非常に難しいんですが、分か

りやすいかどうか若干自信がないんですけども、丁寧にお話しさせていただきたいと思います。

まず、今後の医療費・保険料の値上げということで、保険料への影響の話がございました。診療報酬を上げてほしいということを今言っているのです。我々もそうですが、全国の病院関係者・医療関係者全てが、このことを申し上げております。

この診療報酬は何かという話なのですが、診療報酬というのは医療機関に支払われる公定価格です。つまり、医療機関には保険者からお金が入ってくるのです。そのときに決まっています、何が幾らかというのが、これが診療報酬ということでございまして、医療費全体の水準は当然これによって左右されるということになります。この支払われる医療費というのは誰が出しているのかという話なんです、いわゆる保険者、これは協会けんぽとか健康保険組合、国民健康保険もそうですね、それから公務員なんかですと共済組合、こうした保険者というのが大体7割から9割を払います。患者が1割から3割を払っているわけです。一般には3割負担、後期高齢者だと1割負担となるのは患者が払っていて、それ以外は保険者が払っているということなんです。当然、幾ら払うかが診療報酬で決められているわけですから、診療報酬が引き上げられれば、その保険者の負担も患者の負担も上がるわけです。

そのうちで今度は保険者の負担はどうかということになるんですが、保険者は一体どこから財源を持ってきているのかということです。基本的には加入者の保険料なんです。国民健康保険であれば、国民健康保険加入者の保険料です。ただ、それだけではないところがこれが難しいところで、保険料のほかに国庫負担、これはつまり税金です。それから後期高齢者支援金と言って、ほかの保険者から後期高齢のほうにお金が回る仕組みになっています。それから様々な公費負担があるということでございますので、診療報酬が引き上げられたからといって、保険料がそのまま同じ金額で上がるかっていうとそうではなくて、それは改定幅が小さいときとか保険者に余力があれば、それは吸収することができたりする。なので全く直結するってことではないんですが、基本的には診療報酬っていうのは保険料に、医療費に跳ね返ってくると、こういうことになるわけですね。

今、じゃあどうなのかということですが、現在は物価や人件費の高騰で、多くの病院はもう大変な赤字に陥っています。医療従事者の確保、これも給料も上げなきゃいけない。医療機器も値段が上がっている。更新しなきゃいけない。そうなりますと、医療の質を維持するためには、現状に見合った診療報酬改定が不可欠ということになりますから、これはかなりの上げ幅になってくる。したがって、保険料の上昇は避けられないものだというふうに考えております。

先ほど言いましたように、保険料だけではありませんから、例えば、後期高齢者医療制度というのがございます。これは一番医療費がかかる世代ですので、医療費全体のうちの4割が後期高齢者医療なのです。ここには公費が入っておりまして、国が32%、それから県が8%、市町村が8%という負担をしておりますので、当然、診療報酬が上がって保険者から支払われる金額が上がってくれば、それは飛騨市にとっても8%の部分が上回りますから、市の負担も増えるということですので、市としても一定の負担が増えることは覚悟しなきゃいけないということになります。

それでも医療機関があまりにも経営的に厳しい、全国の病院の7割、自治体病院の9割は赤字という、存続が危ぶまれるような状況になっておりますし、全国の医療機関関係者からも、これ

は国に強い要望が寄せられております。したがって、全国市長会においても、次期改定を待たずに診療報酬を引き上げてほしいということで、今年3月と7月に、私、責任者として国に緊急要望を行いました。また今月中には、自治体病院を持つ有志市長による要望も予定をいたしております。こうした結果、6月に発表されました政府の骨太の方針には、物価上昇や賃上げに対応する措置というものを講じるということが明記されておりますので、今後、年末に向けて、具体的な引上げ幅の調整が進んでいくということになる見通しということでもあります。

それから、次に、2点目の富山大学附属病院の位置づけと、飛騨圏域地域医療協議会の件、この2件関連がありますから、一括してお答えをいたしたいと思っております。先般の共同記者会見で、この飛騨圏域地域医療協議会の発足ということを発表させていただきました。これは今年2月に飛騨地域の首長・病院長懇談会というのをやりまして、このときに地域医療構想の飛騨圏域推進区域対応方針という方針を定めたわけでありまして、これは飛騨圏域全体の持続可能な医療提供体制を確立するというためのものをございまして、その方針に基づいて今回、協議会を立ち上げたということです。構成員は、3市1村と県、高山赤十字病院、久美愛厚生病院、飛騨市民病院、県立下呂温泉病院、そして3市の医師会というのが構成員になっております。この協議会の役割なんですけど、大きく言うと2つです。

まず1つ目は、患者や医療従事者数の減少、これが飛騨地域全域で進んでいくということで、現行の病床数や診療科を維持することが難しいと見られております。したがって、それに対応するために病院間での役割分担、これを明確にするということ。それによって限られた人材を効率的に活用できる体制を整えると、これが役割の1つです。

それからもう一つ、これは飛騨圏域全体で必要とされる病床数を定めて、その中で今度は高度急性期はどれだけか、急性期、回復期、慢性期それぞれにどれだけかという病床数を定めて、各病院でそれに基づいた対応を進めていくと、これを決めるのが2つ目の役割ということになります。

これをもう少しみ砕いて言いますと、例えば、高山赤十字病院と久美愛厚生病院で同じ診療科があるとダブっているわけですね。それを例えばどっちかにするという事なんです。例えば産婦人科はこっちでやりましょう、循環器内科はこちらでやりましょうということを決めるといことが想定されております。それから、病床数も急性期はこの病院で何床程度、慢性期、回復期はこの病院が何床程度持つということをお互いに合意して決めていくというようなことを、この協議会の中でやっていくということになります。飛騨市民病院の役割についても、独自に昨年度、飛騨市民病院のあり方検討会というのを通じて、今後の病床数とか役割分担を決めているんですが、今度はこの協議会の中で諮って、全体的な合意を得ていくということになってくるわけです。

こうした医療の在り方なんですけど、これまでもやってなかったのかというと、実はこれまでもやってきたんです。ただ、県と医療機関、医師会が参加する、これは首長が参加してないんですけども、地域医療構想等調整会議というもので議論が重ねられてきたんですが、やはり当事者同士ですので、なかなか方向性が定められることができないという状況であったわけです。そこで、基礎自治体である飛騨3市1村が加わって、首長が議論をリードするという事で、圏域全体の医療の在り方を、協議会として責任を持ってまとめようということで、今回立ち上がったという

こととなります。

したがって、この協議会は国への要望ということは目的にしていらないということでございまして、県に依存することも考えていないということです。また、飛騨圏域内で病院の連携と役割分担を進めるための組織ですから、富山大学附属病院は参加していませんし、同様に、下呂は南側の中部国際医療センター、美濃加茂市の、ここと関係が深いんですけども、これも参加していませんし、白川村は県北西部地域医療センターという郡上の病院と一緒にあったところの関わりがあるんですけど、これも協議会には入っていないということで、あくまでも飛騨地域の中でお互いの役割分担を決めていくというのが、この協議会の目的であるということで御理解をいただきたいと思います。

それから、3点目の医師不足の件であります。この問題は全国的に非常に重要な課題でございます。特に飛騨圏域においては深刻な状況であります。実は国全体で見ますと医師数というのは増加してきているんですね。ですけれども、地域や診療科に偏在を起しているのが不足感が続いているということなんです。ちょっと数字を御紹介いたしますと、2022年末現在、全国の医師というのは34万人いるわけですが、これを人口10万人当たりで換算すると274.7人ということで、これが全国の数字です。じゃあ岐阜県はどれだけかということだと231.5人ということで全国の274.7よりも少ないわけですね。飛騨地域はどうかということですが、飛騨地域は何と161.9人ということで、もう全国の数字から見ると大幅に低い水準ということなんです。

これは、なぜこんなことになってしまったかということ、2004年度から始まった初期臨床研修制度のこれが発端です。要するに初期臨床研修の病院を好きに選べるようになったわけです。それによって若手医師が大学病院を離れて、自分の行きたい都市部の病院に行けるようになった。かつては大学病院が医師を抑えていて、あなたはここへ行きなさい、あなたはここへ行きなさいと指示ができましたから、いろんな病院に人を派遣できて、行き渡すことができたのですけれども、初期臨床研修の制度で自分が好きな病院を選べるようになりましたので、もうそこが一極に偏在するということが起こってしまったということです。

さらに、これに加えて、例えば外科とか小児科とか産科といった負担の大きい診療科、手術リスクがあったり、子供のいろんな医療事故があったり、あるいは産科は24時間体制、医療事故も多い、こういったところになりますと、その診療科を敬遠する傾向が強まりますので、偏在一層顕著になってきたということです。

これに対して国が手をこまねいていたかということそうではなくて、医学部の定員の増加、それから地域枠という、大学病院に地域に勤務しないとイケないという、奨学金を返さなくていい代わりに地域に勤務しなさいというような地域枠の拡大というようなことをやってきましたし、各自治体においても、大学との連携による寄附講座の設置というようなこともやってきました。一定の成果は見られたんですが、抜本的な解決にはほど遠いという状況であります。国は昨年12月に、医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージというのを示しております。この中には、例えば若手だけじゃなくて中堅シニア層、こういったところも対象に、リカレント教育とか現場体験を通じた医療機関とのマッチングをやろうということを考えたり、定着支援とか大学病院との連携強化というようなことをいろいろ書いてあります。その中には先ほど御指摘になった美容整形外科に直接行かないようにするというような対策も、この中には含まれていたりしてござい

すけども、この効果の見通しというのは未知数でございまして、これをやったからといって是正されるということもなかなか考えにくい、そうすると地域ごとの知恵と工夫が欠かせないという状況は変わらないということになります。

飛騨市は何をやってきたかという、飛騨市民病院は初期臨床研修医の受入れということに力を入れてきたわけです。昨年度は過去最多の42人という研修医、今年は37人と、これも非常に多くの人数ですが研修医を迎えて、それが常勤換算で3人以上のドクターの換算になるものですから、外来診療も支えられているということです。それから岐阜大学医学部の地域枠、地域医療コースですね、これについても早い時期から飛騨市は指定をしていただきまして、第1号の学生、これは地元の出身の市町村に勤務しなきゃいけないわけですけども、第1号の学生が今年度から高山市で初期臨床研修を開始しておりますので、将来この市内に就職してくれるのではないかとということで期待を寄せているわけでございます。

ただ一方で、市内の民間診療所、開業医ですね、この医師の高齢化が進んでおりまして、今後さらに医師不足が深刻化するおそれがございます。こうした状況を踏まえまして、既存の支援制度とか補助制度を活用しながら、引き続き様々な工夫を凝らして、医師確保には全力を尽くしてまいりたいというふうに考えているところです。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○14番（高原邦子）

都竹市長の答弁のとおりで、初日の行政報告のところ、その辺は書かれていたんで、そこは判断しているところなんですけど、結局、実とって、今までは大学の教授の下でいろいろ行先も決められていてやってたんですよ。神岡の市民病院は、やっぱり富山医科薬科の頃ですね、その頃からの関係で来ていたんですが、さっき市長が説明されたように、徒弟制度というんですかね、それを解消して好きなところで研修医できますよというふうになったということで、ちょっと弊害が出てきている。両方、やっぱり徒弟制度というのは時代遅れやし、いかんのかなと思いつつも、それがあつたがために神岡みたいなのところもお医者さん来てくれとつたんやつていう、そういう思いがあつて、やっぱり何でも物事は表もあれば裏もあつてつていうことを、私、今回すごく感じました。

それで、さっき飛騨市民病院は、それじゃ飛騨圏域の中でどんな役目を果たすのかとか、入院の病床数も少なくしていったりとか、そういうことは分かるんですが、レスパイト入院みたいな、そういうこともちょっとやってもらったりとか、いろんなことで市民のためになる、そんなことは飛騨市として、別に圏域とは離れてもやってもらいたいと思うんですね。

そして、もう一つは、いいなと思っているのが、最期の見守りで、やっぱり在宅医療で、我が家も昨年も母が逝ってしまったとき、黒木先生のお世話になって、夜中でも先生来てくださったりとか。最期、病院の白いのを見て最期を迎えるのか、家族の中で最期を迎えるのか、それぞれ人によって価値観違うとは思いますが、そういったところも私は在宅医療をしっかりと飛騨市はやっていくことが、一番大事じゃないかなって思うんですが、市長、その在宅医療のことで考えがあつたら、ちょっと飛騨市はこうしていきたいと思うのがあつたら、言っていただきたいと思つています。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私、在宅は本当に大事だというふうにはずっと思っと思いまして、市長になったときから、飛騨市に特に在宅専門のクリニックを、どうしてもここにつくりたいという思いを持っておりました。在宅は通常、飛騨市民病院の場合は地域の病院として在宅医療までこなしていただけるというのは、本当に実はまれなことであって、黒木先生をはじめ、本当にドクターの皆さんには、本当、頭が下がる思いなんです。一般的には開業医が在宅医療をやっているんですよね。なんですけれども、やっぱり通常の診療をしながら在宅医療をやるといって、どうしても限界が出てくるので、在宅専門医というのがやっぱり必要だと思っと思いを持ってきたんです。

それで、本当に市長になった頃から夢を語りながら来て、その情報の中で、ちょうど今、ひだ在宅クリニック、駒屋憲一先生が開業なさっておられますけれども、駒屋先生がここで開業したいという御意向があるということからスタートして、ぜひ飛騨市で開業をということ長い時間かけて働きかけたり、研修のいろんなお手伝いなんかをする中で、この古川町内で開業していただいたということです。今度はここを拠点に、今、もう1人ドクターが入られて、丹生川に出張所を設けて、今度は高山の旧郡部ですね、こちらのほうにも手を広げられて、恐らくまた今後、飛騨地域全体を在宅医療で回していけるようになるんじゃないかと思っと思いまして、これがやっぱり一番大事なことで、なぜ在宅医療が必要かといっって、やっぱりおっしゃったように、自分の住み慣れた家で最期を迎えることができるというのは、人にとって最も幸せなことじゃないかというふうには私自身は思っっていて、これは本人にとっっても、家族にとっっても、やっぱりその満足感というのは非常に大きい。でも、それは医療的なサポート体制があるから在宅でみとれるんであって、家族がそれを受けるといっわけにいかないわけなんです。

今、本当に充実してっいて、私もおとしの9月に母を亡くしましたが、最期まで家でみとれたのは、在宅医療の支援があっったからで、頻繁な訪問介護、訪問ヘルパー、訪問リハビリ、そしてドクターの先生も頻回に来てくださるといっ中でみとることができたといっことで、やはり今後も広い地域ではありますけれども、在宅医療といっのはしっかりと充実させていっきたいといっことを思っっている次第でございます。

○14番（高原邦子）

本当にそうなんです、ただ、同じ病気でも医者がいなくて死ななきゃならないのといっのは、本当に残念なことだと思っったりするもんですから、さっきも言っいましたけど、へビにかまれて亡くなっってしまったらとっかって心配していらっしやっって。そんなにへビっておるんですかと、私、最近見てないもんですから、ヤマカガシもおるしなっって。すごのおるんやぞっって。だから、そんな悠長なことは言っつれんかといっことで、外科がないといっのも、本当に若い人たちにとっっては、けがが結構あるもんですから、ないのは困るなといっ中で。

今、先ほど市長も言われたけど、だんだんと個人のクリニックも年齢が高齢化してっいくし、なおかつ人口が減ってきてるもんで、結局、患者をお客さんと呼んでいっいのかどうか分かりませんけど、やっぱり患者数が少なくなっくとやっつていっけないし、さっきも言っわれましたけど、人件費が物すごく高くなっっていますし、いろんなものが物すごく高騰してっいる中で、私は、飛騨市

の個人の医院が閉まっていくことはあっても、増えていくことはないんじゃないかなと思っているんです。ですからこそ、ここはさっきも市長、いろいろ説明されて、その保険者が7割から9割払うけど、そこには国庫負担もあるしとかって言うていらっしゃったんですが、どうにか患者やら一般の人たちが、医療費高くなるのは分かります、分かるんだけど、それが高くないように、国のほうに、どうか入れてくれるようにっていう、そこを頼んでいくのが市長の役目じゃないかと思うんですよ。

今、本当に皆さん、物価が高くなっちゃって、本当、生活えらくて、おかずだっていつもより1つ減らしたりとか、2つ減らしたりっていう人いますよ。前までは2つ買っとって、夫婦で食べ合っしとったけど、今は1つを分け合っしとって、結構皆さんやってるなって思っして。スーパーへ行ってみてください。本当に値段上がっていますから。それでもって今度は医療費というのは、やっぱり命に関わることだから、どうしたってけちるわけにいかないじゃないですか。それがすごく負担になってきて、保険料もとかいろいろなってくると、長生きしんぼうがええんやなって、日本は長生きするなって言っしとるんかなんていう感じになってしまうんで、どうかどうか、ただの3市1村の協議会じゃなくて、実があって実のあるやつをしていただきたいと思っし、何か市長のやつに書いてあつたんですけど、推進区域って何なんですか、これっして。国において地域医療構想の推進区域として指定されたとか。これはどういったものが指定されたことになって、指定されることでどのような得があるのか、それとも意見がしっかり言えるのか。行政報告の中にあつたんで、推進区域として指定が行われたと。これはどういうもんなんですか、御説明いただきたいと思っします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

一言で言うと、進んでないところということです。これ進んでないので、重点的にここは進めなさいというのが、この推進区域ですね。なので、これまでうまくいってなかったんで、ちゃんとやれよと、こういうことでもあります。

○14番（高原邦子）

分かりました。それじゃ、飛騨圏域だけじゃなくて、日本全国いろいろ指定はされておるところがあるということですね、はい、分かりました。

ぜひ、本当に医療格差で市民が悲しまないように、お願いしたいと思っしていますし、公共交通のところでも、やっぱり皆さん、市民病院でのことも出ていましたけれども、なかなかと年を取るといっことは、病気とは本当に、病気と一緒に歩いていかなきゃいけないことは、これは決まり切ったことで、人間として誰もが変わらないのが生まれて、生きて、死ぬっていう、これだけはどんな人だっして変わらないんで、何とかその辺をしっかりと市長に国のほうにも言っして、あと国会議員の先生方も与党野党問わず、一丸となっしてやっしていただきたいし、私たちは本当に市長を、いろいろ書いてくださっしていて応援したいと思っしていますので、よろしくお願っします。

それでは、次のことのほうに移りたいと思っします。

次は、農業のできる環境をもっともっと大切にしていましょよということなんです、午

前中といい、午後もそうなんですが、野村農林部長に本当にずっと答弁していただいて、いろいろ答えていただいているので、大体のところは分かったんですけども、またちょっと二重になるかもしれませんが、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

今回、災害復旧費が計上されていることで、今回、災害を受けた農業施設の状況はいかなるものとか、用水路等の施設の老朽化の対応はいかなるものか、これは基盤整備のほうが担当だと聞いております。そして、もう一つは農林部のほうは、今回、所得にも関わる作物の出来栄えというのはどのようなふうに報告を受けているのか。農業者を増やすために、さらにしていくことは何なのかということをお伺いしたいなと思っています。

今回、米不足から備蓄米の放出等米の高値に翻弄されてきました。しかし、反面、農業の大切さも私たちは知ることになったと思います。政府も耕作放棄地や遊休農地に対する施策も、もっと踏み込んだものにしてくれると私は思いたいし、思ってもいいんじゃないかなと思っていますけど、国土の保全等は国の仕事であります。市に対して、だから、ああしてよ、こうしようという過剰な要求をするつもりはありませんけれども、遊休で今は作物をつくりたくないなって、つくれないという方々も、心を翻して翻意して、作物をつくりたくなかったときにも取りかかれる、またすぐ元に戻れるような、そんな農業環境整備はしておいてほしいなと思っています。

今回、補正予算で災害復旧予算の中に農業用施設が出されておりましたけれど、取水とかそういったことは大切であるので、この対応には大変感謝しております。しかし、飛騨市は広いです。7月ですか、農業関係者と議員全員で会合を持ちました。そのときにも出されたんですけど、用水路等のインフラ設備が老朽化して、ひび割れとったりしてあると聞いています。農業関係者の人が、何とかならんかなというような感じのことを言っておられました。農業というのは自然と戦わなきゃならないところもありますし、もちろん共存も必要でありまして、浮動的な要素があります。今年の夏は特に暑かったんですよ。私は神岡に来て37年たちましたが、一番暑い神岡でした、夏でした。こんなんで作柄に影響はなかったのか。他地域では、もう用水路のダム自体が、藤原ダムだったかどっかやったか、もうゼロになっていたとか、そんなようなところもあった、そこまでは行っていないかもしれないし、先ほどの農林部長の答弁の中であって、古川は地下水がなかなかいいとかといっていらしたんで、そこまではなかったとは思いますが、でも、どうなんでしょう、水不足等の話とか届いていませんかということなんです。

そして、農家が農業のためになる施策を、私は、農業というのは食の安全保障で国を守っていく大事なものやと思っていますので、何とか農家やら農業のためになる施策を、飛騨市にもどんどんやってもらいたいんですけど、どんなことをしてもらえるかなということをお聞きしたいと思います。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、まず、1点目の今回災害を受けた農業用施設の状況についてお答えいたします。今回被災した農業用施設は、古川町の一級河川宮川、宮城橋の上流に設置されている大久古用水の頭首工で、本施設は主に杉崎・袈裟丸地区の農地への農業用水を取水するための施設です。

被災の状況は、本年6月23日に、上流の高山市で記録的な豪雨となり、宮川の水位が異常に増水したことによって、取水堰本体の上流部に設置してある河床洗掘防止のためのコンクリート製の根固めブロックの左岸側の一部が破損、流出したものです。現在の状況は、流出した根固めブロックのうち、取水堰の起立動作に支障となるブロックを応急工事で撤去し、取水堰が適正に稼働することが確認できましたので、従前どおりの取水が可能な状況となっております。

今回被災した施設は、平成26年の豪雨災害でも同様に右岸側の根固めブロックが被災しており、その際には、被災前の根固めブロックの重量を、重量1トンから4トンに大きくして復旧しております。今回の洪水では、平成26年に復旧した箇所については被害を受けませんでした。前回被災していなかった左岸側の1トンの小さいブロックが被災しました。災害復旧においては、同様の洪水に耐えられるよう、流失した部分のブロックの重量を大きくし、4トンの根固めブロックで復旧する計画ですので、今後、同様の洪水規模においては被災しないものと見ております。

続いて、2点目の用水路等施設の老朽化への対応についてお答えいたします。農業用水路などの土地改良施設は、老朽化による劣化状況などを見ながら、更新や補修等の整備を行っておりますが、全体的に老朽化が進んでいる状況です。その中でも幹線水路やダム施設など、特に重要な施設においては補修計画を策定し、計画的に補修工事を実施しております。補修計画を策定する際は、施設全体の老朽化の状況について詳細な調査を実施し、定期的に点検を行いながら、老朽化による劣化の状況を判定した上で、施設の傷み具合に合わせた老朽化対策の工法選定や、補修工事の実施時期を踏まえた補修計画を策定し、補修工事を実施しております。

また、その他の水路等におきましては、地区からの要望を基に職員が現地調査を行い、老朽化の度合いや利用状況などに応じて、有利な補助事業を活用して施設の更新や補修を行っています。また、緊急性の高いものや小規模な破損については、市単独事業により随時修繕を実施しております。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、3点目の作物の出来栄えについて、特に本市の主要作物である米、トマト、ホウレンソウ、果樹の桃とリンゴの生育状況についてお答えします。まず、米についてです。高温の影響が一部に見られましたが、適切な水管理や生産者の努力により、全体としては前年並みの収量と品質が見込まれています。

次に、トマトです。ここ数年好調が続いており、今年も量・品質ともに良好です。市場価格も堅調に推移しており、生産者にとっては追い風となっております。

一方、ホウレンソウは高温により生育に障害が出ており、現時点では前年を下回っています。生産者においては、遮光資材の活用や高温に強い品種の導入検討など、対策の強化が進められています。

桃とリンゴについては、大雪の影響で枝折れが生じたことに加え、カメムシの発生により着果量が減少しました。しかし、摘果など適切な管理により大玉が増え、昼夜の寒暖の差の影響で甘

みは強まっています。

最後に、今夏の高温対策について水稻を例に挙げますと、高温で活動が活発になるカメムシへの対応としては適期防除を実施し、異常高温に対しては稲の根を健全に保つための水管理を徹底するなど、本市と関係機関が連携して取組を進めているところです。

4点目の、農業者を増やすための施策について、これまでの農業者の確保に向けた取組も交えながらお答えします。担い手不足は全国的な課題であり、本市においても新規就農者の確保・育成に力を入れて取り組んできました。具体例を幾つか申し上げますと、飛騨地域トマト研修所を中心とする研修体制の整備や就農時の初期投資に係る補助金の充実、国の新規就農者育成総合対策事業の給付期間短縮に対応した市独自の給付制度の導入など、他市との差別化を図りながら様々な対策を講じてまいりました。これらの取組の結果、過去5年間でトマト栽培を中心に13名の新規就農者を迎え入れることができました。また、新規就農者の方々からは、本市の充実した支援制度が魅力であるとの声をいただいております。さらに、多様化する就農ニーズに応えるため、国の事業を活用して有機栽培技術の習得支援を進めているほか、今年度から雇用就農を前提とした市内農業法人での研修の受入れを開始し、2名の方が水稻栽培の研修を受けています。今後も新規就農者の確保、育成に向けて関係機関や市内農業者と連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○14番（高原邦子）

どうもありがとうございました。本当に私もそここのところを聞いたら、今回、災害を受けたところ、2回目だとかと言っていたんで、今の部長のお話で、前は災害を受けなかったけど、今回の雨量ではということ。平成26年度は4トンのを据えたから、それは今、大丈夫だったということで、今回はそのまた4トンのをこちらのほうに、左岸のほうですか、するということになりました。

それで、幹線水路とかそういったところは、やっぱりしっかりとやってもらわなきゃいけないんですけども、実は本当に耕作放棄地みたいになっていて、もう本当に何年もといったところもありますけど、その隣には、あれ、去年はあったけど今年はつくってないなというようなところもあるんですね。そういうようなところも、やっぱり水とかそういうのはちゃんと来るようには、その環境は整えとくべきだなと思うんで、優先順位とかはあるかと思うんですが、これできるだけ、これは直さなあかんというのが出たら、市費で大変かもしれないけど、ちょっと直していつてもらいたいと思いますし、さっき言った有利なお金とか補助金とか、そういうのが取れるときは、ぜひいろんな頭の中に情報を入れといて、ぜひそれで直していただきたいんですけど、ちゃんと情報とかそういうのは、しっかり管理されているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

各地区から要望のありました農業用施設の修繕や改良の要望につきましては、すぐできるものは速やかに対応しておりますし、一定の金額がかかるものにつきましては、地区とも相談の上、補助事業を活用して、地元負担がなるべく少ないような方法も考えていく必要がありますので、

そういうものにつきましては、後年度以降の補助事業をにらみながらやっていくというようなことの計画的な運用も必要でございますので、その辺りの要望はしっかりと確認しながら進めておるところでございます。

○14番（高原邦子）

有利なものをぜひ利用していってもらいたいし、今、本当に工事費も大変高騰していると思うんですね、人件費から何から。あと物の物価も高く、とんでもない額になっていて、基盤なんかで予定していた工事なんか、なかなか予算内では収まらなくて、午前中、来年度の予算のところでも水上議員もいろいろ、来年度予算のことを言っていたんですけど、本年度と同じ金額を取れたとしても、工事内容はすごく下がった量しかできないんじゃないかなと私思っていますし、本当に何でも高いんですよ。ああいった製品も何もかも。ですので、基盤も大変だと思うんですけど、できるだけ市民の皆さんの声に応えていってあげたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、野村部長のほうなんですけど、先ほど言いましたように、7月に農業者、参入された方々とも会ったんですが、とってもいいお顔をされていて、よかったんです、すごく。ああと思って。若い人たちの表情って、ああ農業、飛騨市頑張れば、もっともっとよくなるなというのを感じたもんですから、参入者がこれからもっと増えるように。そして、あとやっぱり若いし、ちょっと分からないところもあったりとか、いろんなことあるんですが、できるだけお金出すとかそういうことではなくても、やっぱり補助して助けてあげてやるというか、ちょっと協力をして、できることならば助走のところでもちょっとあれば、すぐジャンプとかができたりなんかするようになるんで、ぜひそういったものも考えて、今度、有機栽培のこともやられるとおっしゃっていましたが、どんどんとそういった若い人で農業に興味を持っている方がいらっしゃるので、ぜひいいアイデアを出して進めていってもらいたいし、今こそ農水省なんかも、この米不足とかいろんなことで批判を受けて、いろいろ改革しようと思っているところがあると思うんで、その施策に乗り遅れんようにやっていってってもらいたいと思うんですが、農水省のそういったものにはしっかりチェック入れられていますか、どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今の御指摘のとおり、国のほうも今の米の課題を克服すべく、様々な施策を考えているということで、その情報収集には努めております。やはり今、特に地域に与える影響が大きいのは、土地利用型、要は水田ですね、水稻は地域にも影響を与えますし、地域の課題にも直接になるということですので、土地改良事業を今ちょうど、次期土地改良の長期計画というのを、今、農水省のほうで立てていまして、その方向性を確認しながら、どういうふうに基盤整備を進めていくかということも、今、考えております。

具体的には、先般も市長に県の農政部長に要望に行っていたいたんですが、今、土地改良事業、玄の子がほぼ終わり、それから今度は杉崎・袈裟丸地区を順番に進めようとしています。ところが今、県もなかなか財政が非常に厳しいということもあったんですけど、今のところまだ予定とか計画なんですけど、地元負担なしで、要は県営事業で国の補助金を入れながらという事

業を今考えておりました、それで農地を集約して、担い手にも集約して土地改良を進めていく、つまり圃場整備を進めていくというふうに考えております。土地改良事業は非常に今、なかなか水がないと言われてはいますが、要はかんがい用水ですとか、農地開発圃場整備とか、本当にこれまでに多くの事業が進められてきて今あるわけなので、今後の時代に合ったような、特にまず土地改良事業で基盤整備をしつつ、その上で農業者をどう育成していくかということを考えてまいりたいというふうに思います。

○14番（高原邦子）

本当、わくわくするお話、ありがとうございます。ぜひかんがいの関係、土地整備、いろいろあると思いますけど、農水省のいろんな施策に乗り遅れなくて、そして飛騨市の農業がちゃんとやっていけて、すてきな若者たちいっぱいいますので、ぜひ発展させていくような環境をぜひつくっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔14番 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で14番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時25分といたします。

（ 休憩 午後3時16分 再開 午後3時25分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

それでは、議長のお許しをいただきました。最後になりました。質問をさせていただきます。私は大きく4点あります。

初めに、1つでございますが、参議院選挙後の影響についてお伺いいたします。今回の参議院議員選挙は、自民党の大敗と言ってもよいと思います。この原因は、政治とカネの問題が大きく起因していると考えています。単独過半数は衆議院・参議院とも割れており、他党との折合いが余儀なくされ、妥協点を見いだして運営していかなければならない状況になりました。所得税減税のこと、ガソリン暫定税率の廃止、給食費無償化・高校教育無償化への対応は既に与野党が合意、あるいは骨太の方針に書き込まれているものもあり、大変な問題になったと考えております。

市長は、飛騨市のような小規模な自治体にも大きな影響があると述べられております。そこで、市民の皆様に分かりやすく、どんな問題があるのか、市長としてどのような活動をされてきたの

か、今後どのように取り組まれていくのかなど説明していただきたく伺います。

1、それぞれの政策項目の問題点とそれに対する今後の方針についてお伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

参議院選挙後の影響についてという御質問でございます。問題点と今後の方針についてということでお答えを申し上げたいと思います。

この件、思うところがたくさんございます。まず7月の参議院議員選挙を受けた国政の状況ですけれども、与党が大幅に議席を減らしまして、多党併立という状況じゃないかと私は思っているんですが、非常に不安定な政治状況になっておるといことです。この選挙の結果ですけれども、背景には物価高騰あるいは所得格差の拡大といった経済状況による市民生活、国民生活への不安というのがあって、これを解消するための迅速かつ具体的な政策が求められた結果という側面もあるものだというふうに理解をいたしております。

しかしながら、思うところがあると申しますのは、現金給付とか減税といった政策が主に議論される一方で、地方自治体への影響については十分な議論が行われていないという点に大きな不満を覚えるわけであります。与野党ともに地方自治体への視点が欠けているんじゃないか。地方自治体のことなんか考えてないんじゃないかということ強く感じるわけであります。

まず、現金給付という案です。自民党案でありますけれども、低所得者世帯など真に必要な方々への迅速な給付をしなければいけないということであれば、これは重要でありますから理解ができます。しかし、全国民への一律給付ということ自体、私自身は必要性に大きな疑問を持っております。ただ、その上で、いずれにしてもこう出されましたということなんですが、仮に全国民を対象とする場合には、これは給付事務を行わなくちゃいけない。給付事務は地方自治体やるわけです。地方自治体にその事務が過度に集中するっていうことは目に見えておる。さらにマイナンバーカードと銀行口座のひもづけがあるから、コロナの時の10万円よりはいいだろうというような話もございましたけれども、ひもづけは全部ではないわけですから、当然、残ったものをやらなくちゃいけない。体制が追いつきませんから、地方自治体の職員の業務はもう著しく増加することは目に見えているわけであります。飛騨市のような小規模な自治体は、10万円の給付のときも大変な体制を取ってですね、もう大変な苦勞をしたわけでありまして、やはりこれが繰り返されれば業務の遅延、ひいては市民サービスの低下ということにつながるおそれもある。それを考えていたとはとても思えないということであります。

次に消費税の減税であります。市民生活の負担軽減が期待されるということは、これは当然理解ができるわけであります。しかしですね、消費税は国の基幹税であると同時に地方交付税の原資でもあるわけです。したがって地方財政に大きな影響を及ぼすということは必至なわけです。飛騨市において仮に食料品5%分の減税が実施された場合は、年間減収幅は3億円以上になるということでありまして、3億円のみ込めと言われても、これはもうとても無理であります。サービス維持に深刻な支障が生じる可能性が高くて、予算編成は極めて難しくなるということです。

それからガソリンの暫定税率の廃止。ガソリン単体であれば地方自治体への影響は限定的です。

しかし軽油引取税、これが対象になれば都道府県税に甚大な影響が及びますから、結果、県道の維持整備、こうした公共事業費などの削減がもう現実問題になる。そうすると県管理道路の整備維持ということが支障が出てまいりますから、当然それは建設業の仕事も減るということも意味しますし、非常に地域経済に重大な支障が生じる可能性があるということでもあります。今、野党の共同提出の法案は軽油引取税が入ってないんですが、恐らく地方自治体に配慮したものだろうと思われましても、ただ、理屈から考えてそれでいいのかということとは逆にあるわけです。

それから、自民党、公明党、日本維新の会で合意している給食費無償化、自治体によって給食費の水準が大きく異なる実態の中で、どこかで線を引かなくちゃいけません。そうすると無償化の対象となる給食費の水準が低い場合は、地方自治体が残りを負担しなきゃいけなくなる。飛騨市においても、場合によっては数千万円から億単位の負担が生じるおそれがあるということでもあります。こうしたことを想像していたのかどうかということでもあります。以上が主な政策、ほかにもいっぱいあるんですが、かいつまんで申し上げた問題点と市への影響です。

じゃあ、これに対して今後どうするかということなんでありますけれども、やはり全国市長会を通じて意見を述べていくということになります。私は、現在全国市長会の副会長と社会文教委員長っていうのを兼ねて務めております。で、その意味では全国市長会を代表して発言すべき立場にあるわけでありましても、それを話し合う幹部会に当たる政策推進委員会というのがございまして、7月のこの政策推進委員会においても私申し上げたのは、政府与党だけではないと、もうこの際。キャスティングボートを握る野党に対しても、こうした懸念を強く訴えるべきであるということを申し上げまして、ほかの副会長、役員市長からも非常に賛同を得たところでございます。

こうした議論を受けまして、まずガソリンの暫定税率廃止につきましては、地方6団体、これは全国知事会、全国市長会、全国町村会とあと都道府県議会議長会、全国の市議会議長会、それから町村議会議長会ですね。これにさらに全国指定都市市長会を加えた計7団体でもって、8月27日と9月3日に与野党の政策責任者へ緊急要望を行ったということでございます。

給食費無償化につきましては、私が担当なものですから、5月に自民党・公明党の政策責任者に要望し、7月には政府に要望し、昨日9月9日ですけれども、与野党5党の政調の責任者の方にお会いしまして直接要望を行ってきたところでございます。

ここで一貫して訴えているのは、国民生活のための施策であることは理解すると。理解するけれども地方自治体に負担が生じる、あるいは地方自治体の財政にマイナスになるようなことは絶対にやめてもらいたい。それから裏づけとなる財源は、国の責任において全額確保してもらいたい。これを強く申し上げてまいりました。加えて、もし現金給付のようなことをやるのであれば、地方自治体の業務負担を軽減する仕組みと、その財源措置が不可欠であるということも併せて訴えております。

昨今、選挙のたびに減税だ給付だということが争点になる傾向があって、財源の裏づけが不十分なまま、国民の側ももらえるならありがたいという空気の中で政策が決まっていくということを非常に私強く危惧をいたしております。そもそも国においても危機的な財政状況で、これだけの国債の残高を抱えていて、財源が潤沢であるわけではないわけでありまして。そこに持ってきて物価高騰、人件費の上昇という需要が増大しておるとするのは、地方自治体も国も一緒なわけで

すね。例えば先ほど高原議員のお話で医療機関の診療報酬の話がありましたけども、診療報酬が追いついていないために多大な赤字を出している。これは診療報酬をアップしなきゃいけない。先ほど申し上げたように公費も入っているわけですから、その分税負担が出るわけです。税負担が出るにもかかわらず減税すると言っているわけです。一体どこから財源が出てくるのかという話でございまして、これは不安しかないということなんです。赤字国債を発行すればいいんじゃないかという声もありますが、これだけ国債残高が多いところに赤字国債を発行するなんてのは正気の沙汰ではない。国民の中にもこれは批判が強いところでありまして、先進国の中でも突出して債務残高が多いわけでありまして、これは現実的ではないということになります。

じゃあ基金を使えという話があります。しかし基金もですね、昔そういう話でございまして。埋蔵金のように。しかし使ってしまうと終わります、基金というのは。復元なんか簡単にはできないわけですね。したがって、これは恒久制度には全くなじまない。さらに、野党の方なんかとお話ししていると、様々な税の軽減措置である租税特別措置を見直して財源を見いだすべきだという意見もあるわけでありまして、租税特別措置というのは産業振興、地域振興、社会生活的な配慮の減税措置いっぱいあるわけでもございまして、これをやめるといった瞬間に、社会に甚大な影響が出ることは目に見えております。

じゃあ税収の上振れ分だつて話もあります。これもおかしな話でありまして、そもそも国も地方も物価高騰、人件費アップということで予算が足りないわけです。所得税とか消費税が税収になって跳ね返ってくるんです。給料が上がればそれは所得税で跳ね返ってきます。物価が上がれば消費税で跳ね返ってきます。それを充てるから回っていく仕組みになっているにもかかわらず、上振れ分を使うというのは、頭がデフレ頭だとしか思えない。それを使ってしまったら原資がなくなるわけです。しかも本当は我々地方自治体も、地方交付税原資となっているのは消費税、所得税あるわけでありまして、上振れ分は我々に追加交付してほしいわけです。これを上振れだからといって使われては本当に困るということになるわけでありまして。そもそも私自身は減税とか給付無償化などというのは、本来の政策ではないと考えておりまして、本来の政策というのは集めた税金を社会に必要な形に変換して返していくというのが政治の技なんです。この過程の中で困難を打開する知恵が生まれて、そして政策や制度として磨かれていく。これがしっかりと行政をつくっていくわけでありまして。にもかかわらず、もう簡単に減税や給付無償化という話になってしまう。本当は先ほど申し上げましたように、本当に影響を受けている人、弱い立場にある人を見極めて、ピンポイントでそこを支援する仕組みを考えて、試行錯誤を重ねて精度を高めしていくということが、政治の役割だろうというふうに思うわけでありまして。

しかし、現状はコロナの給付合戦をやっているうちに、政治の根本を忘れてしまったとしか思えない。これは政治の劣化であり、非常に憂慮すべき事態だというふうに捉えております。ただ、いずれにしてもそれが国民に支持されているというのも厳然たる事実なわけでありまして、それは受け止めなければならない。とすればこれは国政の場で提起されていることでもありますから、我々は、国の政策によって地方自治体が不利益を被ることがないように、びしっと線を引いて、全国市長会においてしっかりと責任ある財源論と、影響を踏まえた議論を与野党に強く求めるというのが我々の役割だというふうに思っております。そこに今、全力を尽くしておるところでございまして。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○7番（森要）

今いろいろ聞かせていただきました。私も先ほど言いませんでしたけど、自民党の2万円の給付なんてやつも、本当はこれは、こんなことはおかしいことだなということを思っていました。今、るるいろいろ聞かせていただきました。非常に消費税の所得税減税のこと、それからガソリン税のことについても、非常に厳しいどころでありますけど、地方公共団体の7団体でお願いに行ったというようなことも聞かせていただきました。給食の無償化についても、先ほどはお聞かせいただきましたけど、数千から億単位というようなことを聞かせていただきました。

私、やっぱり自民党だけではなくて他党についても、やっぱりしっかりとこの辺を考えずに、だんだん国民受けするようなことばかり言って、財源の内訳もない。そういった中でやっていくことに対して、どうも他党にもう少し啓発していくとか、お願いしていくことが大切じゃないかと思うんですが、今後も市長、そのような他党への計画とか、そういう全国市長会でやる計画とか、そういうのもあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

実は、全国市長会というのは、今まで大体カウンターパートは政府でありまして、各省庁に行くというのが通例だったんですが、やはりこういう状況になってきているものですから、今、まず与党へ基本的には行っていたんですが、もうこの去年の衆議院議員選挙後、特に今回の参院選挙後は、もうキャスティングボートを握る野党にも、やっぱり行かなくちゃいけないというのがもう全体的な流れになっておりまして、これは全国知事会なんかも一緒ですし、全国市長会も一緒です。昨日、実際にそれで自民・公明・維新の会、それから立憲民主・国民民主というふうに私、行って来たんですけども、やっぱり特に野党の政策責任者の皆さんが、実はあまり影響について十分な認識を持っていらっしやらないのではないかという印象を、正直言って受けたところがございまして、やっぱり与党の施策、政調の皆さんというのは、大体、政府とのやり取りがありますので、問題点というのは割と的確に把握されているんですが、政府とのやり取りがない分だけそこが弱いというを感じておりますので、ここは特に地方の立場から、地方の現場のことはしっかり伝えないと、今度はまた地方の事情が分からないまま議論が進んでしまうということがありますから、ここは直接、市がどういう影響を受けるのか、町村がどういう影響を受けるのかということは、直接言っていくようにしたいというふうに考えております。

○7番（森要）

ぜひお願いをしたいなと思っております。もう一つ、先ほど説明はなかったんですが、高校教育の無償化というようなことも出ている、協議もされて、骨太の方針にもあったと思うんですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

高校教育は、全国的に市立高校というものがほとんどないものですから、基礎自治体、つまり

市町村への影響ということには少ないんですが、高校教育の無償化についての大きな問題は、公立高校、地域にある公立高校の入学者減を招くのではないかという問題意識が非常にこれは懸念が、各市長のほうから寄せられております。それで、特に飛騨地域の場合は、私立高校が少ないからいいんですけども、都市部になりますと、私立高校がひしめいているところだと、今までやっぱり私立は高いから公立高校の地元に行きなさいというようなことを親が言ったりしながら、地元で入学者を確保されていたところが、もうオール無料ですよということになって、生徒が流れていくんじゃないかっていうところが一番懸念されていますね。国においても、これがあるものですから、今、文部科学省のほうで公立高校の活性化の専門の部署をつくって対応するという流れになっています。

こちらについては、もう議論が、昨日も話を聞いてきたんですが、かなり進んでいて、高校教育の無償化はもう実施の方向で、かなり制度設計が進んできています。ただ、これも財源が非常に厳しいんだということを伺ってまいりましたけども、いずれにしても、これは話が進んでいますが、先ほど言いましたような影響ですから、我々も公立高校の魅力化をセットでやってほしいというようなことを訴えていっている、そういうことになります。

○7番（森要）

ありがとうございました。大変な状況だと思っております。また、自民党の総裁選の選挙があるということで、さらにこういった協議なんかも遅れていく可能性もあって、私たちもそういった流れをしっかりと注視していきたいなというふうに思っております。

それでは、次の問題に行きたいと思います。2点目です。私に市民の方から問合せがありました。それは何かといいますと、令和4年の12月に市は合葬墓を建設されましたが、その後、その利用について、募集がないようなのでどうなっているのかということでした。そこで、担当課に現場を案内していただきました。それは市営墓地の中にあり、とても見晴らしのよいところに合葬墓がありました。立派な墓でした。担当課で聞いたところ、工事費は272万8,000円でありました。そこで、次の5点を伺います。

令和4年12月に整備した合葬墓の経緯と背景はどうなっているのか。合葬墓の利用状況はあるのかないのか。市営墓地の利用可能総数と現在の利用者数はどうなのか。市営墓地利用者が墓じまいにこの合葬墓は使えないのかどうか。一般の方の墓じまいには利用できないと聞いているけどそれはなぜなのか。以上、5点を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

合葬墓について5点のお尋ねをいただきました。まず、1点目の令和4年12月に整備した経緯と背景です。少子高齢化や核家族化の進行により墓を継承する方がいないため、墓じまいが適切に行われず、墓地管理料が滞納される事例が発生しております。また、養護老人ホーム和光園の納骨所では、身寄りのない入所者の遺骨を納めていますが、近年は収容スペースが不足する状況となっていました。こうした課題を解決するため、無縁仏を納める合葬墓を古川町上気多の市営墓地内に整備したものでございます。

次に、対象者について御説明します。合葬墓は、市営墓地を継承することが難しい方、身寄りのない方、お墓の確保が困難な低所得者の方を対象としております。納骨方法は、焼骨を骨つぼから取り出し、ほかの方の遺骨と一緒に埋葬する方式です。そのため、一度納骨された遺骨は混ざり合い、後から取り出すことはできません。この点は、骨つぼのまま納める納骨堂方式との大きな違いでございます。

2点目の合葬墓の利用状況についてお答えいたします。養護老人ホーム和光園の納骨所では、ここ2年間、身寄りのない入所者のお骨を納骨されておらず、現在、全てのスペースが埋まっている状況ではありません。そのため、合葬墓の利用はありません。

3点目の、市営墓地の利用可能総数と現在の利用者数についてお答えいたします。市営墓地は、古川町の上気多霊苑に553区画、神岡町のこかや霊園に26区画、あずも霊苑に222区画の合計801区画でございます。また、その利用者数は、上気多霊苑が517区画、こかや霊苑が24区画、あずも霊苑が200区画、合計741区画となっております。

4点目の、市営墓地利用者の墓じまいにおける合葬墓の使用についてお答えいたします。過去に市営墓地を返還された件数は、令和6年度が3件、令和5年度が9件、令和4年度が2件となっており、いずれも継承者が改葬されております。令和4年の合葬墓の整備に際しまして、古川町上気多霊苑墓地使用者を対象としたアンケート調査を実施したところ、調査数505件、回答率74%でしたが、合葬墓を利用するかについて、まず1つ目、利用したいが84件、22%、2つ目、利用したくないが120件、32%。3つ目として、分からない・無回答が174件、46%ございました。この結果から、親族の遺骨をほかの人と一緒にすることへ抵抗を感じている方が多いことがうかがえます。一方で、継承者がいない方が16件、4%存在しておりますので、今後、この方々については無縁墓地にならないよう利用されると想定しております。

最後に5点目の、一般市民の墓じまいに合葬墓を利用できない理由についてお答えいたします。1点目の経緯でも申し上げましたが、この合葬墓は市営墓地を継承することが難しい方、身寄りのない方、そしてお墓の確保が困難な低所得者の方を対象として整備したものでございます。また、先ほど御紹介したアンケート調査においては、寺院では檀家離れが進む中で維持管理が厳しくなり、檀家への負担が増える懸念がある。したがって、市が合葬墓を建設される前に、まず各寺院の合葬墓の利用を促してほしいといった声も聞かれております。こうした御意見も踏まえ、市営の合葬墓を幅広い市民の利用にまで拡大することについて、現時点では慎重に対応する必要があると考えております。今後については、遺骨の管理や処分方法について、風俗慣習や宗教上の理由に加え、樹木葬や散骨といった近年の多様な選択肢の広がりも考慮しながら、引き続き検討を進めてまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○7番（森要）

ありがとうございました。今の市が造られました合葬墓については、大変立派なところでしたけど、遺骨を入れるところは非常に小さくて、こんでいいのかなと思ったんですが、ただ今聞いたところでは、そんなに利用はなかったという、今まではないということでした。一般市民の方がここに入れられるというふうに勘違いされていたのかどうか分かりませんが、市民の皆様に対しては、そのようなアナウンスはされたんでしょうか。これはあくまでも身寄りのない

方、あそこの方、一般の方はこういう合葬墓には、それを何か勘違いしていらっしやったと思っておるんですが、その辺についての見解をお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

市民の方には積極的な広報はしておりませんが、まず整備したのが令和4年でございます。令和4年の際の予算説明書の中には、こういったものを整備するということは載せておりますし、当然ホームページでも公開されておりますので、そのような形を取っています。

○7番（森要）

そういったときに当然予算がありますから、それを見られたのかもしれませんが、この方は本当に自分たちもそこへ入れられるというような考えがあったもんですから、基本的には今聞かせていただきますと、身よりのない方、それからあそこの今の市がやっている墓地の管理がなかなかできなくて、もう継承する人がいないというようなこと、それからお墓をつくろうと思っても、なかなか低所得でできないというようなことに対しての対象なんだというようなことを聞かせていただきましたが、基本的には先ほど市営墓地の利用者も滞納もあるというようなことも、先ほどちょっと言われましたが、実際そういうのも最近、事例的に分かれば、少しだけでも結構ですが教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今の滞納者の件でございます。数件、今は続いておりまして、今既に連絡がつかない状況のものも2件ほどはございます。

○7番（森要）

ありがとうございます。やっぱりそういう状況が出てきたり、今後、使用していく許可を出すときに、例えばもうそういったことができない場合に、継承もできない、そういった場合には、もう合葬墓のほうへ入れることに異議なしとか、何かそういうことも、実際に身寄りのない方が入れる場合には、また何年かたったら、ひょっとしたら出てくるかもしれないということで、そのまま入れてしまうと、その方のお骨が渡せないということもありますので、合葬墓に入れるための基準というか、そういう要綱みたいなもの、どういう場合には入れられるんだというようなことについてはつくられていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

特段、そういった基準は設けておりませんが、ただ一方で、先ほども申し上げましたが、各お寺のほうですね、そちらのほうでも同様なお墓がございまして、そちらのほうを、やはりどうしてもお金がかかってしまうこともありますけども、誰でも受け付けられるようなお寺の中にはございます。そういったところをなるべく利用していただいたほうがいいのではないかとということもございまして、その辺は慎重に考えてまいりたいと思います。

○7番（森要）

少し私の質問が悪かったと思いますが、昔は行き倒れとかそういった方々があつたときに、やっぱりそういう方々は火葬して、火葬の灰とかは火葬場で大半は処理されているんですが、あと残った分を、先ほどの和光園のそういったところに入れるようにしていたということなんですが、当然それはやっぱり市でやるべきだろうと。和光園の方は和光園で亡くなられた方を、そこでしっかりやってもらう。そういった身寄りのない方に対して、和光園に委託していたというのは、ちょっとやっぱりいけないことで、やっぱり市でやるということがよかったと思いますが、その身寄りのない方が、先ほど言ったようにもし入る場合には、そこへ入れるときには、ぱんとして入れてしまうと、もし分かった場合に、お渡しすることができないということもあって、そういう場合には納骨として、どっかしっかりと入れた物にある程度入れてやるとか、そういった基準はしっかり作つとかんと駄目なんじゃないかという意味の質問だったんですが、それについてはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

身寄りのない方ということですので、行旅死亡人という方が該当するかと思われまふ。この方々がもし出た場合に、この方につきましては、これは法律で決まっておりますが、いつその方が亡くなられましたと、こういう状態で亡くなられましたということ、官報で公告する必要がございます。後から出てこられて、その遺骨が欲しいといった場合に、それを引き取る当然権利がございますので、それに関して、もし合葬墓を御利用されてしまうとそれが分からない状況になりますので、そういった場合には、今現在、和光園のほうにあります納骨所のほうに、骨つぼとして納めていただいとということになりますので、実際に身寄りのない方、今の行旅死亡人に関しましては、恐らく合葬墓は使えないだろうなというふうになつております。

○7番（森要）

そうすると、何のためにやったのかということ、私、何百万円もかけてと思ふんですけども、やっぱりそういったものについては、市がしっかりとやる、管理する、納骨堂も造る必要もあるのかもしれないし、今の合葬墓の中にも、しっかりとある程度のものを、納骨的なものを入れて置いておくことは可能だと思ふんです。だから、もしあつた場合は和光園にまたお願いするんやったら、何のために今、市が何百万円もかけてやったのかということが、宝の持ち腐れにもなりますし。

それから先ほどアンケート、市営墓地を使つている方々が、今後やっぱり墓じまいして、遺族が都会に行つてもうできないと。そういう場合に、しっかりとここでお願ひしたいということが、多分出てくると思ふんですよね。だから、その場合については、どこまで入れられるのかとか、もう土に変わつているなら、もう土を入れる必要はないからどうなんだとか、そういった基準をしっかりと今のうちに決めるべきだと私は思つています。

そこで、やっぱり一般市民の方々も、先ほど期待していたというようなこともあって、今、私が把握しているのは真宗寺とか林昌寺とか、は樹木葬はやってないんですが、小さなお墓というようなことでやっていらつしゃいますけれども、大変立派な、こういうとこでやっていくんだと

いうことですが、先ほど低所得者の方々に対しては、やっぱりこういうところよりは、やっぱり市がしっかりとここもありますよということをアナウンスしてやるべきだろうと思っています。一般市民の方でも墓じまいをして、もう私、例えば2人はおるけど、あと子供たちはもうよそへ行ってしまって、いずれこちらのほうは来ない。だから、そういう場合のときにも基本的には受け入れる可能性は、私はしたほうがいいんじゃないかと。高いところばかり紹介するのもあれですけども、確かにそれはいいんですけども、やっぱり低所得者の方も、身寄りがなくなっていく可能性もある方、そういったことに対しては、一般市民の方の墓じまいされる分も受け入れていくということも、私は大切でないかと思います。その辺について、もう一度、検討する余地があるのかなのか、先ほどの要領もまだ決まってないということなので、ぜひともそういったことを検討してもらいたいと思いますが、一般市民のそういった墓じまいされて身寄りがなくなっていく可能性がある方々に対して、そういったところばかりを紹介するのはあるけども、飛騨市にもこういったところがあるのでということも、やる必要もあると思うんですが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

先ほど改葬の話もさせていただきました。実際には市外への改葬先が多ございまして、6割を超えている状況でございます。過去5年間を遡って調べましたけども。そういった中で、やはり市内でも先ほども各お寺のほうで、同様の規模のお墓を造られておる状況もございまして、その辺との当然、兼ね合いもございまして、慎重に協議してまいりたいと思います。

○7番（森要）

基本的にそういった兼ね合いもあるということも分かりますし、そういったところも紹介するのも大事ですが、飛騨市の市営墓地の合葬墓についての利用もできる方向で、ぜひ検討していただきたいと思います。

次の3点目に行きたいと思います。自転車道の整備についてでございます。私は宮川流域の水路・道路を考える会を令和6年8月3日に立ち上げました。水路においては、道の駅アルプ飛騨古川の河川敷を利用した道の駅プロジェクト。道路につきましては自転車の活用を考えた宮川町から国府境までの県道・国道・河川の堤防等を利用するサイクリングロードプロジェクトであります。古川町市街地において美ら地球が実施している、ひだ里山サイクリングツアーがあります。田舎の風景や人の暮らしが体感できる観光客に非常に好評です。高山市の国府町でもこのようなツーリングがなされていると聞いています。一般市民も親子やペアでサイクリングしている光景をよく目にします。また、本格的に白川郷の往復や池ヶ原湿原の往復、グランフォンド富山に参加する人や北アルプス峠越えをして遠方までサイクリングする方々も飛騨にはたくさんいらっしゃいます。

先般、市長のフェイスブックを拝見しました。高山国道事務所長が自転車活用について相談に見え、議員立法による法律があり、市長は推進首長の会に入っていることや、さらに具体的な取組について意見交換をされたと書いてありました。そこで自転車道の整備について、次の5点を伺います。

高山国道事務所長の自転車活用の話の内容について、高山国道事務所長がいらっしゃったときの自転車活用についてのお話を、差し障りのないところを聞かせていただきたいと思います。

次に、令和7年の3月定例会における水上議員の自転車道の整備についての一般質問の答弁がありました。その中から、2点目、自転車活用推進計画策定に関係部局との計画はされたか。観光を主とした自転車道の整備について現在の状況はどうか。脱炭素、健康管理を目的とした自転車道の整備の現状は。国道360号、41号における自転車専用道路の整備について伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

自転車道の整備につきまして高山国道事務所長との面談、どんな話だったかと、こういう話でございます。先日、高山国道事務所の渡邊所長が来庁されまして、この話をされていかれました。今年度、道路法の改正があって、その新たな取組として道路脱炭素化基本方針というのと、道路脱炭素化推進計画というものに、この自転車活用推進計画が位置づけられたということをお話しになりまして、国における取組について御説明をいただいたところであります。あわせて、飛騨市においてこの自転車活用推進計画の策定に向けた考え、策定どうですかということと、市内の状況、そんなことについていろいろ意見交換をしたということが、この面談のときの話でした。

私から申し上げましたのは、市内の自転車利用状況ということで、特段、例えばこういうものを整備してほしいとかいう要望は寄せられていませんよということ、まず申し上げました。ですけれども、ちょうどこの前日にロードバイクの愛好家の方とお話をする機会があって、非常にいいタイミングで話を聞いたということ、前にまた別の方から聞いていたことがあったのでその話を差し上げまして、その内容が何かというと、この飛騨地域は起伏に富んだ地形で、自転車に乗って走行すると楽しいということをおっしゃっておられましたということと、そのときに自転車専用のレーンとかそうしたものは要らないけれども、自転車通行が可能であるという看板があるだけでも安心して利用できるというようなことを伺ったということ、そのときお伝えをいたしました。

それで私から申し上げたのは、まずその自転車愛好家の方が何を求めておられるのかというのを、もうちょっと知らないといけないですよということを申し上げて、まずニーズ調査を、何とか愛好家の方々に行き着くように努力して、何が必要かというニーズ調査をしてはどうかと。それを踏まえて、国道、県道、市町村道それぞれにどんなことが整備ができるか、そうした対策について検討すると、そんなステップを踏んでどうかと。計画についてはそうした流れの中で、計画策定が必要なら、またどうするか判断していきましょうというようなことを申し上げて、計画ありきではなくて、まずは何が必要か、どんなことができるかということをお話し合いましょうというようなことを、所長とは話をさせていただいたということです。所長からも賛同をいただいております、こうした流れで進めていきましょうということになりましたので、そのように今後、取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

私からは、自転車道の整備について、2点目から5点目までの質問についてお答えいたします。

まず2点目の、自転車活用推進計画策定における関係部局との協議についてお答えいたします。令和3年5月に第2次自転車活用推進計画が閣議決定され、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、自転車事故のない安全で安心な社会の実現の4つの目標を掲げ、令和5年時点で全国47の都道府県と168の市町村で推進計画が策定されています。

岐阜県では令和元年12月に岐阜県自転車活用推進計画を策定し、令和7年3月に第2次岐阜県自動車活用推進計画を策定されました。また、県内市町村におかれましては、山県市及び海津市も令和7年3月に同推進計画を策定されております。市役所内におきましては、4つの目標に関係する、企画部・商工観光部・環境水道部・教育委員会と現状の状況を聞き取りを行い、必要性等について協議を行いましたが、現状では市民からの自転車活用に対する要望や大きな動向も見られないことから、早急に策定する必要性はないのではないか。と考えておきまして、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に3点目の、観光を主とした自転車道整備の現状についてお答えします。観光を主とした事業としまして、ひだ里山サイクリングツアーを実施しております美ら地球にヒアリングしたところ、インバウンドのお客様は、自然な田舎道を体験できることを楽しみにしており、現状のままのほうがよく、自転車道の整備や看板設置などのハード整備の必要性は感じておられないというようなことでございました。今後も観光部局と情報を共有しながら、観光面での必要性については検討してまいりたいと考えております。

続いて4点目の、脱炭素、健康管理を目的とした自転車道整備の現状についてお答えします。当市は冬季間の利用や起伏のある地形であることから、他市に比べて自転車利用率が低いことから、飛騨市環境基本計画においては、当地域が自動車社会であることを踏まえて、EV車の普及やエコドライブの推進を進めておりますが、脱炭素面での自転車の活用については現状では取り組んでおりません。また健康管理を目的とした自転車道の整備につきましては、市内には森林公園へのサイクリングロードはありますが利用者は少なく、新たな自転車道の整備に対する要望も寄せられていないことから、現状では検討は行っておりません。

続いて5点目の、国道360号や国道41号における自転車専用道路の整備についてお答えします。現状では国道360号や国道41号への自転車専用道路の整備については、要望があるとの話は聞いておりませんが、道路構造上専用道路の整備は難しいのではないかと思います。しかし、飛騨地域の起伏に富んだ道路を好んで走るサイクリング愛好家の方などがいることなどから、ハード面の整備以外にもニーズがある可能性がありますので、今後はサイクリング愛好家などに対してヒアリングを行うなど、情報収集を行ってみたいと考えております。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○7番（森要）

はい、ありがとうございました。私はやっぱりこういったものは前回の水上議員の質問にも、ニーズがあれば検討するというようなこと。なかなかこういうのをやってほしいというのは、なかなか出てこないということもあって、先ほど市長からあったように、調査をされてやっていくということは、非常にありがたいなということを思っております。私たちのようにある程度、提言書というのもまとめているので、そういうのもまた出させてもらったり、それから今の愛好者の方々のヒアリングをしっかりと聞いていただいたりして、ぜひこういったことを私はやっていただきたいなと思っておりますので、やっぱりこういったニーズがなければやらないというのも当然だという意味はよく分かりますので、またそれを今、聞かせていただきまして、今後進めてまいりたいなと思っております。ありがとうございました。

次に、4点目に行きたいと思えます。県の移住婚支援についてでございます。本年9月3日付の岐阜新聞に、岐阜への移住婚支援の記事が掲載されておりました。県は、県外の独身者が岐阜に移り住み、県内在住者との結婚を目指す移住婚支援を始めました。一般社団法人日本婚活支援協会（東京都）と連携し、地方へ移住を望む全国の独身者に周知し、県が運営するぎふマリッジサポートセンター、岐阜市にありますけれども、結婚を後押しするというもので、県が協会と連携して移住婚を支援するのは、中部圏では初めての試みであります。協会は2020年から移住婚事業を展開し、現在は首都圏を中心に1,600人以上が登録されており、移住先として北海道、千葉、新潟、富山、長野、徳島、高知など8道県の15市町村が参加し、都道府県単位は岐阜のみとなっております。岐阜では県の呼びかけに応じた県内の岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市等27市町村が参加すると書いてありました。そこで次の3点を伺います。

飛騨市への呼びかけは県からあったのか。あったとしたら、飛騨市が参加しなかった理由は何か。飛騨市の婚活に対する取組はどうなのか。以上、3点を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

婚活支援に関する御質問について、県の移住婚支援の取組における飛騨市への参加呼びかけの有無と、参加しなかった理由について一括してお答えいたします。

議員御紹介のとおり、一般社団法人日本婚活支援協会が実施する移住婚プロジェクトとは、都市部から地方への移住を希望する独身者に、結婚相手探しと移住先選びを同時にサポートする取組で、令和2年度から始まり、現在は16の自治体が参加しております。

飛騨市は、実は県の参加より前の昨年5月に、既にこのプロジェクトに参加しております。これは、飛騨広域圏の婚活事業を委託しているリチェネット結婚サポートセンターから提案を受けまして、生活圏外との出会いを広げ、移住者を少しでも増やしたいという思いから決定したものです。同様に提案を受けた下呂市、白川村も同時に参加しております。

一方、県は本年8月から参加しておりまして、飛騨市などに続く形となりました。その際、県は7月初旬に県内全ての市町村へ参加協力を呼びかけ、飛騨市にも意向確認の照会文書が届きましたが、本市は既に参加していたため改めての参加は見送りしました。また、県を通じて参加する

と、移住婚希望者がホームページで自治体を検索する際、飛騨市として個別に探せる仕組みがなくなり、岐阜県の枠でしか表示されなくなる可能性もありました。この点については、県も飛騨市が単独で参加を続けるほうがメリットが大きいとの認識を持っています。以上が、県からの呼びかけに対して本市が参加しなかった理由です。

3つ目、市の婚活に対する取組でございますけども、市では、出会いやマッチングの体制を、市内、生活圏域内、生活圏域外の3つの枠組みで整えています。

まず、市内での結婚相談やマッチングは、市社会福祉協議会の出会いサポートセンターが担っています。次に、生活圏域である飛騨圏域における取組は、飛騨3市1村で委託しているリチェネット結婚サポートセンターが担当しています。さらに、市外や県外の方とのマッチングについては、市が同センターに個別委託し、加えて社会福祉協議会が連携する県内ネットワーク、ぎふマリッジサポートセンターを活用して取り組んでいます。昨年度は、メタバース移住婚や相席カフェの開催など、委託事業者からの提案を生かし、時代の流れを反映した新たな取組を積極的に試行し、多様な結婚ニーズに応じてまいりました。

また、移住婚プロジェクトの実績についてですが、開始からおよそ1年で、全国から39名の方に飛騨市への移住を希望してアクセスいただきました。そのうち、連絡先交換に至った方が1名、交際に至っている方が2名おられます。さらに、その1名は実際に飛騨市で移住体験を行っており、一定の成果が表れ始めていると考えているところでございます。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○7番（森要）

既に参加していたというようなことで、私、ちょっとその辺もう少し聞きたかったんですが、県のお見合いサポートセンター、羽島市にあるところとは連携しているということは、私も知っております。それから下呂市のリチェネットと3市1村での年間相談があるということも知っていたんですが、今のここの県の東京都のこういう呼びかけに、既にもう入っていたということなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

ただいま申し上げましたように、既に入っております、ホームページを見ていただくと分かるんですけども、紹介の写真が出るんですけども、順番に見ていくと、例えば岐阜県というのが1つあって、その下に飛騨市とか下呂市とか、そういう順番に並んでおって、もう飛騨市が県に参加する、その飛騨市という写真はなくなってしまって岐阜県の中に取り込まれてしまうので、岐阜県からも今のままでいいんじゃないですかというお言葉をいただいたということでございます。

○7番（森要）

ちょっとそれよく分かりませんが、とにかく入っていたということなんですね。それから、今後のことについてもいろいろ大変ハートピアにある、であい・サポートセンターを中心に動いておりますが、今のハートピアには所長か事務局があって、あと総括がいてということで、あと協力員がいるというようなことを聞いているんですが、であい・サポートセンターに、ハートピア

にあるここに任せ切りというだけ、市としては何かこういう取組というようなこととかあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

これも同じことになりますけども、市内は社会福祉協議会のであい・サポートセンターでやっ
てもらっておりまして、生活圏域ではリチェネット結婚サポートセンター、それからもっと範囲
を広げると、ぎふマリッジサポートセンターというところでやっております。

○7番（森要）

私はいろいろこういう、ある程度こういう市でも昔はいろいろ人口を増やすということは、先
ほど市長も前から言っていっぱいありますけどなかなか難しい、ましてやこういう結婚というこ
とに対してなると、非常に難しいだろうと思えますけれども、やっぱりこういった協力員の方と
か、そういった方が活躍できるようなシステムをしっかりと後押ししていただくと、私はいいん
ではないかなと思っております。取りあえず、今、私が懸念しておりました、何でもやっぱり基
本的にはこういったことを地道にやっていくことも大切なんだなというふうに思っていますの
で、いろいろ飛騨市の中のハートピアにありますサポートセンターの皆さん方が、もっともっと
できやすくなるように、そしてまたこういったことをもう少し市民の皆様にも分かっていくこと
を、何か知らせていただければありがたいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で7番、森議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後4時26分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（13番） 籠山 恵美子

飛騨市議会議員（14番） 高原 邦子